

第五回講義への学生のコメント

今回の授業では民主主義や、多数決について学んだ。この二つの言葉は同じ意味ではなく、混同してはならないことが重要である。また、何でも国民投票で決定し、単純にその結果だけを基に政治を行うことも危険である。これは、日本を含め欧米諸国や、ヨーロッパ地域の、所謂民主主義国家と呼ばれる国々に当てはまる問題だ。記憶に新しいのは、アメリカの大統領選だ。2人の候補で争われたが、結局、獲得投票数の多い者が、その国の4年間を託されることとなった。その差が僅差だったせいもあってか、アメリカは2分状態となり、暴動もたえなかった。選挙というのも、また多数決のひとつだ。しかし、選挙で選ばれた代表に、全ての権限が委任されるわけではない。そのようなことをしては、学校や会社でも上手く行くはずがない。したがって、多数決で決めたからといって、皆が納得するわけでもないのである。前に出るものは、それらを踏まえた上での行動を求められるのである。

コメント [y1]: それぞれどういう意味なのか説明してください。

コメント [y2]: なぜ危険なのか説明してください。

コメント [y3]: 抗議デモなどは多数行われましたが、「暴動」と呼べるようなものが起こったのでしょうか。情報源を明示してください。

コメント [y4]: なぜうまくいかないのか説明してください。

コメント [y5]: 指示対象が不明です。

「多数決にはビジネス上の重要な意思決定においては、差別化の要素、綿密な分析などが必要。ところが多数決をとると周囲の意見に流されて、冷静な判断ができない可能性があります。さらに意思決定したあとにも問題が。多数決で決まった案だと本当にその案でよかったのか、それを任された責任者も確信できないままになり、結果的にうまくいかない可能性もあります「多数決で物事を決めるのはこんなに危ない」(高城幸司「多数決で物事を決めるのはこんなに危ない」、『東洋経済』2016年07月4日、<https://toyokeizai.net/articles-/125262?page=3>)。

多数決では絶対的な答えが出ないので決定した意見にも不安が残ったり、結果に不満を持つ人とギスギスした関係になったりとあまりいい案とは言えない。一つの会社でさえ問題を解決できない多数決を「国勢調査」と銘打って国全体ですのでは満足いく結果が出るわけがない。さらに、政治になんて興味がなく、何も知らない国民だとなおさらである。

授業の内容と何の関係もありません。

今回の授業の主なテーマは、「民主主義と多数決」についてであった。多数決で決めるということは、民主主義だと思われがちである。だが、多数決は民主主義を実行するための1

つの手段である。多数決で「正解」が得られるのは、各人が平均して 50%を超える確率で正解が出せる課題である場合だ。(コンドルセの定理)課題に対して、無知な場合や無関係な場合は正解が得られない。

ここで、私の考えを述べる。私は、多数決が使える場合は、答えが確実にある場合だけなのかという疑問を持った。J.S ミルは、「大衆は、たいていの場合、本能的にその人が有能な人間だと見分けることができる」(J.S ミル『代議制統治論』)と述べており、有能な人間であるかどうかは、多数決で決めることができるとした。多数決とは、みんなの理解を得てから行うものであるから、合理的に結論が出るのだ。結論が出たという事実が生まれる。これこそがヒュームが述べた「事実と正しいことは違う」ということだ。多数決とは、正しい答えを出すものではなく、結論という事実を出すものだ。だから、答えが確実にある場合でなくても、多数決を行うことができる。

民主主義とは、共同してよく生きるための制度である。社会契約論で、ホッブズは、自然状態の人間同士の争いを避け、人権を保障するために、国王の支配を正当化した。ロックも同じように、国王の支配を正当化したが、国家が人権の保障の義務を果たさなかった場合は、国民に革命権があるとした。ルソーは、「共同体の意志と個人の意思の一致」(ルソー『社会契約論』、1763年)を述べ、国王への服従は否定した。全人類にとって、基本的人権とは必要なものである。これは、共同体全体の意思として一致するのである。だから、強制されなくても、共同体の意思に従ってふるまうのだ。

今回は民主主義と多数決について学習した。「民主主義」といえば「多数決」というイメージが強く、学校でもクラスで何か決めなければならないことがあるときは多数決で決めることがとても多かった。しかし、「民主主義」=「多数決」というわけではない。「多数決」で正解が得られるのは各人が 50%を超える確率で正解を出せる場合であり、どんな課題にも有効なわけではない。その上、何でもかんでも多数決で決めようとする、感情やそのときの政治家、支配者などの人気で決まってしまう冷静な判断ができない。また、多数派の意見ばかりが採用されるため、少数派の意見がないがしろにされ多数派の専制になってしまう。沖縄の米軍基地問題などの解決が難しいのは、米軍基地を県外に移設してほしい沖縄県民と、基地移設について「自分には関係ない、興味がない」考える多くの国民が「多数決」で決めようとしても少数派である沖縄県民が圧倒的に不利であり、とても民主的とは言えないからだ。

J.S ミルが『代議制統治論』の中で有能な人間かどうかは多数決で決めることができるというような主旨の意見を述べている。果たしてそうだろうか。選挙で選ばれているはずの政治家たちは(選挙が「公正な討議の場」なのかどうかは分からないが)不祥事を度々起こし、辞任する場合も少なくない。

コメント [y6]: 何が言いたいのかよく分かりません。

コメント [y7]: 行うことはできますが、その結果が正しいかどうかは別のことです。たとえば、「ユダヤ人を虐殺するかどうか」について、多数決を取ることができますが、その結果が正しいかどうかは、「その主題について多数決を取ることができる」という事実とは関係がありません。

コメント [y8]: だからどうなのですか？結論を出すまで話を続けてください。

民主主義と多数決、メディアや国民、政治家でさえも混同している。しかしながら民主主義は多数決ではない。多数決は民主主義を達成させる一つ的手段であり、多数決が適さない場合がある。具体的には、まず、各人がその課題に対して 50%を超える確率で正解を導き出せることが前提である。それ故、その課題に対しての知識がない場合や多くの人のとってどうしてもよいことの多数決を採るほどのことではない場合は正解が得られないので適さない。よって、なにに対しても国民投票を実施するのは非常に危険である。正解かどうかよりも感情や政治家の人気に左右されてしまう。さらに多数派の専制になりやすく、少数意見の反映が難しくなる。

民主主義は多くの国で使われているが、そもそも民主主義とはどのような制度なのか。「万人の万人に対する戦い」(ホブズ『リヴァイアサン』(1651年)によると国王が支配をする際臣民の人権を保障しなければ正当化されないとある。さらに社会契約論(ロック『統治二論』(1690年)では国家権力が正当化されるためには人権の保障が必須であり、その義務を果たさなかった場合、国民には革命権を持つ。この2点より民主主義とは共同してよく生きることである。また、「共同体の意志と個人の意志の一致」(ルソー『社会契約論』(1763年)では共同体の意志と自分の意志が一致するならば、強制されなくても共同体の意志に従うとある。道徳を非強制的な手段を使い強制的に実現することは矛盾する。よって、一般意思に従うことが民主主義である。ではなぜ共同体の意志と個人の意志が一致するのか。それはすべての人間にとって生きるために必要なものは基本的に同じであるからである。しかし、ここで注意すべき点は共同体の意志は多数派の意見ではないということである。

なんだか配布資料のコピペで大部分ができています。自分が理解したことを書くようにしましょう。

1 多数決は多数派の権威が強くなるので必ずしも民主主義ではない。多数決で正解が得られる場合はあるが多くの人間がその課題に関する知識がない場合やどうしてもいいことの場合正しい選択ができない。その為なんでもかんでも国民投票をするのではなく半分以上の人間が正解を選ぶもの以外は代議制民主主義を取るべきである。この場合人は有能な人間を多数決で選びその人間に理性的な対話により合理的な結論を出してもらう。そのため選挙で選ばれた代表に全権を委任するわけではない。民主主義とは共同してよく生きるための制度である。ホブズは国王の支配を正当化し、ロックは国家権力の正当性、革命権を確立したルソー武装によれば民主主義とは一般意思に従うことである。共同体の意思と自分の意思が一致するなら強制されなくても共同体の意思に

従って振る舞う。

2 田山口先生は授業で代議制民主主義の方がより正しい判断ができると おっしゃったがより民衆の意見が取り入れられるのはやはり多数決。民衆に知識が無い事はメディアで取り上げればよい

3 なぜならアメリカの大統領選挙は代議制民主主義の方法をとっていたため知識があるものが大統領を選んで正しい判断がされたはずなのに民衆からは不安や非難の声が多かったからです。やはり議会制民主主義にもそれなりの欠点がある。

なぜ言葉と言葉の間に半角の空白があるのでしょうか？人の名前をすべて間違えています、なにか理由があるのでしょうか？

コメント [y9]: 「アローの決定不能定理」によれば、そんなことはありません。

コメント [y10]: どういうことですか？メディアは民主主義の制度とは直接的には関係ありません。

コメント [y11]: 具体的にどんな欠点なのか論じてください。

今回の講義によって、「多数決で決めること」と「民主主義であること」が違う意味を持っていることが分かった。多数決で正解が得られる場合というのは、各人が平均して **51%以上の確立-50%を超える確率** で正解を見出すことの出来る問いに限る。そうでない場合、基本的に多数決で決めることには「多数派の専制」というリスクが存在する。政治に関しても、どんなことにでも国民投票を利用するのは非常に危険である。沖縄の米軍基地問題のように、責任の押し付けにしかならないこともあるからだ。また感情や政治家の人気によって投票結果が変動する点も国民投票における問題の一つである。

そうは言うものの、多数決で決めては民主的ではないというわけではない。国民の多数決で議員を決める代議制民主主義に関しては、民主的であるといえるからだ。

そもそも代議制民主主義というのは、国民が自分達より有能な人間を選出し、合理的な結論を対話によって導き出してもらおう、という理念が存在する。

論理的に判断することができるのはより大きな知識体系を持ち合わせる知恵のあるものだけであり、国民全員がそうであると言うのはありえない。しかし、少なくとも「有能な人間であるか」というのは知恵のない者でも一定以上は可能であり、「有能な人間であるか」は多数決で決めることが出来る。そのため、代議制民主主義は民主的であるといえるのである。

それではその選ばれた有能な人間は、国民の代表と語って何をしても良いのだろうか。答えは否である。議員に求められる政治というのは「論理的な対話によって合理的な答えを見出すこと」であり、「自分が正しいと判断する政治を行うこと」ではないからだ。代表を立てたからといって、代表に全ての権利を委任するわけではないのである。

今回の講義は民主主義と多数決についてだった。このテーマの中で「理性的に考える事」

が出てくるため、今回の講義での民主主義の話を踏まえて、次回理性と知性についての講義が行われる。

まず、学生コメントの中で民主主義と一緒に使われることの多い多数決についての説明があった。多数決で普遍的な「正解」が得られる場合は、それに関わる各人が平均で 50% を越える確率で正解できる課題である時だ。これが各人の平均正解率が 50%以下であった場合、多数決を採ったとき「正解」できない。~~さらに、根本的に~~「正解」が得られない場合の例として、各人がその課題に対する知識がなかったり、どうしてもよかったりする場合がある。知識や関心が無いと、本来考察すべき要素とは別の要素で課題へ答えを決めてしまう。例えば、ある政治的課題を国民投票で決めるとき、国民全員にその課題への知識や関心がなければ、感情論やその時々政治家や政党の人気という課題の本質とは離れた要素で、単に多数派であったかどうかで決定がくだされてしまう。この多数派の専制の例として、もし沖縄の米軍基地の県外移転の是非を日本国民の多数決で決めた場合、どうしても救が移転してほしくない沖縄以外の国民の数が多いため、沖縄から米軍基地が減ることはなくなる。

次に、今の日本でも採用されている代議制民主主義についての話があった。J.S.ミルの『代議制統治論』によると、大衆は討議の場にいる人が有能かどうかを見分けることができる。代議制民主主義はそうして多数決で選ばれた自分たちより有能な代表たちに、理性的な対話により合理的な結論を出してもらうための制度であり、選ばれた代表に全権を委任するものではない。

最後に近代の民主主義の成立に関わる社会契約論を各々の理論で主張した哲学者たちについての解説があった。ホブズは『リヴァイアサン』の中で、人間は何もしなければ「万人の万人に対する戦い」という各々が争う弱肉強食の状況に置かれているとした。この状況を解消するために、人々は強力な存在、この場合は国王に主権を預け、他の脅威から守ってもらうことで生存権を主にした人権を保障してもらうことを説いた。結果として、ホブズは国王による支配を正当化したが、当時の周囲の状況が、王権が暴走した場合の対策の記述を避けさせたためである。イギリスのロックは『統治二論』で国家権力は財産権も含めた国民の人権を保障することで正当性を持つことができるとした。国家権力がこの義務を果たさなかった場合、国民は抵抗できるとして革命権を主張した。ルソーは『社会契約論』で特定の個人でしかない国王に対する服従を否定し、共同体に属する個々人の手による国家権力の正当性の確保を主張した。彼は共同体の意志と個人の意思が一致するならば、強制されていなくても個人は共同体に従い行動するとした。この場合、共同体の意志は「道徳」とも呼べるが、強制される「ルール」とは異なり、共同体の中で自然に形成されるものである。

代議制民主主義では、有権者たちが自分たちより有能な代表を選んで、代わりに議論し、政治を行ってもらう。しかし、選ばれる代表が自らの能力を有能なように見せかけているだけで、実際は無能だったり、有権者たちを騙すようなまねをしたりしたら代議制民主

義に意味は無い。

田中正人の『哲学用語図鑑』では、相対主義的な観点からアテネの市民に弁論術を教えたソフィストが図解されている。図ではソフィストが青年に高い税金を取るための市民への説明の仕方を説いている。「税金は牛一頭よりぜんぜん安い」と言えばよいと説いている。また、絶対的な正義はないと彼らは主張し、無責任な「人それぞれ」の考え方を展開した(田中正人,p.33,p.34,p.35)。

このような考え方を主張する、あるいは教えられた人間には代議制民主主義の代表は務まらない。本質からずれた議論も、他人の価値観に任せるままにして明確な正解を出さない議論も、民主主義の妨げにさえなる。有権者たちは代表たちに任せっきりせず、民主主義の妨げになるような代表を選ばないためにも、学び、詭弁を詭弁であると見抜けるような知識を得なければならない。

参考文献・ウェブページ一覧

1)田中正人『哲学用語図鑑』プレジデント社,2015.

今回の授業では、多数決と民主主義がどのように違うのかを学んだ。授業の中で、メディアや政治家は多数決と民主主義を混同してしまっていると先生はおっしゃっていたが、私自身も混同していた。多数決というのは、投票形式で最も多くの人が投票したものに決めるという方法である。つまり、国民の中で一番支持する人数が多いものに決まるので、国民の意思を反映できるのではないかと考えていたが、支持する人の数が多いからと言って絶対にそれが正しいとは限らない。

私が一番このことを実感したのは、2016年のアメリカ大統領選挙だ。アメリカの大統領選挙は、立候補者に対して投票する選挙人に、国民が投票するという方法で、ほ(?)とんど一般投票によって結果が決まる。メディアなどの世論調査では、ヒラリー・クリントン氏とドナルド・トランプ氏の一騎打ち状態で、クリントン氏が優勢だった。しかし、結果はトランプ氏が勝利した。これはアメリカ国民が決めた結果であり、トランプ氏が大統領に適しているかは私が決められることではないが、トランプ氏が大統領に就任してから、大統領に対するデモや反対の声が選挙前よりも多くなった。これは事実上の国民による多数決で決めた結果起こったことだ。特に、アメリカは人口も多いので、多数決では多数派が過半数だったとしても、少数派の人口もとても多くなる。

このように、多数決で決めても反発の声がより大きくなることもあるので、状況や起こりうる結果をよく考えて、物事を決める方法を決定するべきだ。

コメント [y12]: トランプ氏が大統領になったことは「正しくなかった」ということですか？

コメント [y13]: そのことと「選択が正しいかどうか」は別のことです。

民主主義とは、多数決ではない。その課題に関する知識がない場合や、どうしてもよいことの場合には、多数決で正解を得ることはできないのだ。多数決は、多数派の専制先生になってしまうことがある。例えば、沖縄に米軍基地を置き続けることを多数決で決めるとどうなるのか。米軍基地のある沖縄県民は反対するが、それ以外の人たちはそうではない。しかし、沖縄県民とその他の日本国民とでは、他の日本国民のほうが、数が圧倒的に多いので、多数決で決めようとするとうとう沖縄県民の意見が反映されない、ということになってしまうのだ。

~~実は一方で、~~民主主義とは、共同体のメンバーの人権を保障するための制度である。~~それゆえまた、~~民主主義のルールは、多数決でなく、人権保障という理念に合致しているかどうかである。そして、民主的なルールは「道徳法則」でもあるのだ。つまり、民主主義は、多数派の専制になってしまう多数決とは違うのだ。しかし、どういうルールがその理念に合致しているかどうかを判断することは難しいので、「正しく考える技術」を身につける必要がある。

民主主義には二つの定義がある。一つ目は、民主主義とは、共同してよく生きるための制度である。例えば、ホブスの『リヴァイヤサン』では、国民は王に従い、王は国民の人権保障の義務がある。また、ロックの『統治二論』にも同じようなことが言えるが、違う点は、国民に革命権がある点だ。二つ目は、民主主義とは、一般意思に従うことである。例えば、ルソーの社会契約論では、共同体の意志と個人の意志の一致を示している。ルソーは、人間は一人では生きられないから、集団の中で生きていて、その中の一人へ服従することを否定している。しかし、共同体の意志と個人の意志が一致するなら、強制されなくても従うと考えた。

多数決は、民主主義を実現するための一つ的手段である。多数決によって正解が得られる場合と得られない場合がある。得られる場合は、各人が平均して 50 パーセント以上の確率で正解できる課題を解決するときである。反対に、得られない場合は、その課題に関する知識がなかったり、どうしてもよいことの場合である。また、全てにおいて多数決をとると感情や権力の強い方が勝ってしまう。

民主主義は多数決ではない。しかし、我々だけでなくメディアも政治家も、「多数決」と「民主主義」を混同している。実際、橋下徹氏は、2017 年 1 月 12 日の毎日新聞でのインタビューで、「メディアや知識人は政治家に対して国民の声を聴けと言う。で、国民に耳を傾けると今度は大衆迎合主義と言う。どっちやねん!」(毎日新聞、インタビュー:橋下徹さん

に聞く「トランプ現象」、<https://mainichi.jp/articles/20170112/k00/00m/010/125000d>、2018年5月11日)と答えている。コンドルセの定理によると、多数決で「正解」が得られるのは各人が平均して50%を超える確率で正解が出せる課題の場合である。一方、得られないのはその課題に関する知識がない場合や、どうしてもよいことの場合である。

次に、「なんでも国民投票」は危険である。その理由は、感情や政治家の人気で提案が決定されたり、多数派の専制になってしまうからである。代議制民主主義における代表の資質について、J.S.ミルは『代議制統治論』で「ある人が、公正な討議の場で自分の能力を大衆に向かって示してみせたとき、大衆は、たいていの場合、本能的にその人が有能な人間だと見分けることができる」と考えた。つまり、有能な人間かどうかは多数決で決めることができるのである。しかし、選挙で選ばれた代表に全権委任するわけではない。代議制民主主義とは、自分たちよりも対話の能力に優れた人たちを選んで、理性的な対話により合理的な結論を出してもらうことであるからだ。

また、民主主義とは共同してよく生きるための制度である。王党派であったホブズは1651年の著書『リヴァイアサン』で「万人の万人に対する戦い」と考え、国王の支配を正当化し、臣民の服従に応えるために、王は人権の保障を求められると述べた。ロックは1690年の著書『統治二論』で社会契約論をとらえ、国家権力の正当性とは人権の保障であり、国家権力がその義務を果たさなかった場合、国民は革命権を行使できると考えた。さらに、民主主義とは一般意思に従うことである。ルソーは1763年の著書『社会契約論』で「共同体の意志と個人の意思の一致」と考え、国家権力の正当性に問題があると述べ、特定の個人である王への服従を否定した。共同体の意志と自分の意思が一致するなら、強制されなくても共同体の意志に従ってふるまうべきであると述べた。しかし、「ルールを守る」ということが道徳ではない。そして、道徳を「強制」という非人道的手段で実現することは矛盾である。

この授業を受け、民主主義とは何かについて理解できていなかったことに気が付いた。私はこれまで、民主主義とは多数決によって選ばれた代表が、その地に対する最も高い権利権力を持つことで国民の意志を取り入れつつ、自分の意思に従って政治を進めていくものであると理解していた。しかしそうではなく、民主主義とは共同してよく生きるための制度であり、一般意思に従うことである、と理解することができた。

「メディアや知識人は政治家に対して国民の声を聴けと言うが、国民に耳を傾けると今度は大衆迎合主義と言う」(→これは橋下徹氏の発言)。このように、メディアも政治家も実は「多数決」と「民主主義」を混合しており、区別がついていない。多数決で「正解」が得られる場合は、各人が平均して50パーセントを超える確率で正解を出せる課題が出された時だ(コンドルセの定理定義)。たとえば、郵政民営化など大多数の人にとってはどうで

もいいことの場合やその課題に関する知識がない場合、各人の正解を出せる確率は50パーセント**またはそれ以下**なので、多数決では正しい結論が出ない。その場合、各人は感情や人気など、きちんと思考せずほかの**要件要件**から適当に選んでしまう。これでは国民投票が人気投票になってしまうこともあるので、実は何でも国民投票というのは危険なのだ。多数決は方針を決めるときに使うもので大変重要なので正しい結論が出ないといけなにもかかわらず、これでは多数派の専制になってしまう。例えば、沖縄に米軍基地を置き続けることを日本国民の多数決で決めたら、確実に沖縄が負ける。なぜなら、地元の人には困るが国全体では利益になることをみんな知っており、沖縄以外の日本国民は沖縄側に投票しない。つまり、数の暴力で多数決に負けてしまう。だから、民主主義イコール多数決ではない。あくまで多数決は方針を決める、欠陥の多い一つの手段なのだ。

ルソーは選ばれなかった人が搾取されるから、代議制民主主義を否定し直接民主主義を主張した。しかし、現在の多くの国は代議制民主主義を採用している。理由は2つある。1つ目は、有能な人物かどうかは**多数決で決めることができる点**だ。各人が多数決で正しい方針を決めるためにはそれに関する多くの知識が必要で、とても一般の人には難しい。しかし、人が有能かどうかは、その人の口論ですぐに分かる。だから各人が正解を出せる確率は50パーセントを超えるので、正しく自分たちの代表を選べる。2つ目は、自分たちよりも対話の能力に優れた人たちを選んで、理性的な対話により合理的な結論を出してもらうことができる点だ。勝手に強行採決(多数決)するのではなく、私たちの代わりに高度な議論をしてから、**結論を出してくれる**。決して選挙で選ばれた代表に全権を委任するわけではない。私たち国民が思いつきや感情で投票するよりよっぽど正しい結論を出してくれるのだ。無理して国民全体で直接投票するよりも効率がいい。だから代議制民主主義を多くの国が採用している。

ホブズは、王が国民の人権保障をする代わりに国民は王の支配を受け入れるべきだと王権の正当化を主張した。人間の自然状態は「万人の万人に対する戦い」なので、各人が争えば生存権が危うくなる。だから一番強い王に武力で守ってもらい個人同士で戦うのを防ぐ。その代わりに国民は王に従う。『統治二論』を**書いた描いた**ロックは、国家権力が人権を保障する限りはその正当性が認められるが、その義務を果たさ**なかった**場合は倒してもいいと主張した(革命権)。ホブズは**が考えた**「王が保証するべき人権」は生存権だけだったが、ロックは生存権と財産権も保障しなければいけないと主張した。最後に、社会契約論を書いたルソーは共同体の意思と個人の意思の一致を主張した。神からもらった権利である人権を国王にあげ、従うのはおかしいと思うけれど、国家のなかでは人間一人で生きていけない。必ずだれか指導者がいる。けれど、その人に従うと自由がなくなるのでは、と考えていたルソーであったが、共同体の意思と自分の意思が一致するなら強制されなくても共同体の意思に従ってふるまうのではないかと考えた。つまり個人の自由と共同体の秩序(ルール)が同時に守られるのだ。そして、すべての人にとって、生存のために必要なものは基本的に同じなので共同体と個人の意思は一致する。つまり、「共同体の意思」と基本

コメント [y14]: 二択の場合、適当に選んだ時の正解確率は50%。それ以下にはならない。

コメント [y15]: ミルはそう言うが、本当にそうなのかを検証する必要がある。

コメント [y16]: 現実にはそうでもない。

的人権は表裏一体なのだ。以上が今回の授業の要点だ。

コンドルセの定理によれば、各人が平均して 50 パーセントを超える確率で正解を出せる課題でないと多数決で「正解」が得られない。だから、郵政民営化などは国民の大多数が 50 パーセントちょうどなので多数決ではだめだとあった。しかし、私はこのような場合でもきちんと正解が出せると主張する。なぜなら、確かに大多数の国民にとってはどうしてもよく適当に決めるかもしれないが、郵便職員などにとっては大問題で、そこでは 50 パーセントを超える確率で正解を出せる。だから、どうでもいいと思う(50 パーセントちょうどで正解を出せ~~る~~)99 パーセントの国民と、50 パーセントを超える確率で正解を出せる 1 パーセントの郵便職員が投票すれば、平均 50 パーセントを超えるので正解が出せる。しかし、この主張は投票率や、50 パーセントを下回る確率でしか正解を出せない人を考慮していないので、不十分かもしれない。

世の中何でも国民投票は危険である。感情や政治家の人気で決まり、多数決の専制になる。多数決は有能な人間かどうかを決めることもできる。民主主義とは多数決で~~だ~~はなく、一般意志に従うことである。共同体と個人の意思と自分の意思が一致するなら、共同体の意思にしたがってふるまう。共同体と個人の意思は、どうして一致するのかというと、全ての人にとって生存のために必要なものは基本的に同じだから。

短すぎ。

今回の授業は、「民主主義と多数決」についてだった。まず、民主主義は多数決ではないということ学んだ。多数決で正解を得られるには、各人が平均して 50%を超える確率で正解がでる課題であり、その他の場合は正解を得ることができない。多数決をする課題について興味を持っていない人に多数決を行うと、どうでもいいからその時の感情で決定してしまう。また、沖縄の米軍基地を置き続けることを国民投票するという授業であがった例のように、ごく一部の人にしか被害の出ない問題を多数決してしまうとそれは必ず何の被害のないほうが多数派になる。つまり、多数決は多数派の専制になるということだった。

多数決は誰もが経験していることだ。とりあえず、興味ないから多数派のほうにしておこうという人はいたはずだ。そんな人を減らすには、話し合いが必要だ。自分の意見を伝え合うことで、正解に近づけるだろう。そのためには、知識を身に付けなければならない。

なので、自分の意見をはっきりと伝えられるように努力する必要がある。

コメント [y17]: 自分と密接な利害関係があることについては、かえって「正解」でない答えを選ぶ可能性も高い。

コメント [y18]: 郵便局（日本郵政やその他の関連会社）の職員数は 22 万人程度。日本の人口の 1%もいません。

出典：会計検査院「日本郵政グループの経営状況等について」

<http://report.jbaudit.go.jp/org/h27/ZUIJI/6/2015-h27-Z6110-0.htm>

コメント [y19]: それはそうですが、国政レベルのことは決めるには、選挙などの多数決の制度が必要です。それについてはどのように考えますか？

「何でも国民投票」は危険である。多数決で正解が得られる場合は各人が平均して 50 パーセントを超える確率で正解が出せる課題である。逆に正答率が 50 パーセントを超えない場合は多数決では正解が得られない(正解か不正解かの確率は 50%)不正解の結果がでる。これはコンドルセの定理と言われている。つまりまた、その課題に関する知識がない場合、どうしても良いことの場合も多数決で正解が得られない。このことから「何でも国民投票」をすると感情や政治家の人氣で結果が決まったり多数派の専制になる恐れが大きい。例えば沖縄に米軍基地を置き続ける事について日本全体で多数決を取った場合は多数派の専制になる。

しかし多数決で正解が 50 パーセントを超えるかどうかはどのようにして分かるのか疑問だ。国民投票の話であればこれを決めるのは政府ということになるが多数決を政治家が自分の都合のいいように使ってしまふことがないとは言えない。なぜなら政治家はわざわざ国民に多数決で正解が 50 パーセントを超える事の証明をしたりはしないからだ。

次に代議制民主主義の代表は多数決で決めることができる。人間は本能的にその人が有能な人間だと見分けることができるからだ。そもそも代議制民主主義とは自分達よりも対話の能力に優れた人々を選んで、理性的な対話により合理的な結論を出してもらうことである。選挙で選ばれた代表に全権委任するというわけではない。

民主主義とは、共同してよく生きるための制度であり一般意志に従う事である。ホブズの『リヴァイヤサン』では王は臣民の服従に応えるため人権の保証が求められている。ロックの『統治二論』では国家権力がその義務を果たさなかった場合は革命権があり、国家権力の正当性は人権の保証とともにあると言われている。ルソーの『社会契約論』では問題はやはり国家権力の正当性であり特定の個人である国王への服従は正当ではないとした。また共同体の意思と自分の意思が一致するなら強制されずとも人々は共同体の意思に従って振る舞う。なぜならなら全ての人にとって生存のために必要なものは基本的に同じで「共同体の意思」と基本的人権は表裏一体だからだ。ただし共同体の意思は多数決の意思ではないことには注意が必要だ。

民主主義と多数決は紙一重であり、切っても切れない関係だと思っていたが、それは多数決がいいだというドクサに取り込まれているだけだった。確かに、多数決で決まったから従ってよという発言に違和感と覚える。日本人は、多数決の原理が決定の手段に一番ふさわしいと勘違いしている人が多い。それはなぜだろうか。私は、「人それぞれ」が蔓延してしまつたと同様に戦前の「価値観の押し付け」「権力による強制」への反省が大きな要因だと考える。戦前にも議会があったが、太平洋戦争では軍部の暴走により議会が機能していなかった。だから、最大多数の最大幸福というベンサムのかんがえである功利主義が広が

コメント [y20]: 分かるかどうか、個々の案件について合理的に考えて判断することが必要です。

コメント [y21]: 国会であつて政府(行政府)ではありません。

コメント [y22]: 善悪など、反対の価値を持つものについて言います。この場合は「表裏一体」などの方が適切でしょう。

ってしまったのではないか。

また戦争の反省を生かしていない点もある。それは何でも国民投票をしようとする風潮である。つまり、第二のヒトラーを生んでしまうかもしれない環境が今でも残っている。確かに、第一次世界大戦で負け、世界恐慌の影響を受けてしまったドイツは強い権力で国内を統治する指導者が必要だったかもしれない。しかし、今の日本ではそのような指導者はいらない。今の日本に必要な政治家は自分がどのような政治的思想をもっているのか、どのような政策を実行しようとしているかを具体的に説明できる者である。選挙カーで自分の名前、所属している党の名前を連呼するだけの政治家は不要だ。つまり、国民投票は先生の言っていた通り政治家の人気で決まっている。だが、これは私たち有権者の責任でもあるだろう。政治家の実行しようとする政策を知ろうとしないのは選挙権を放棄したのと同じだ。そうならないためにも中高生に向けての主権者教育等をしっかり行っていくべきだ。

近頃はメディアも政治家も「多数決」と「民主主義」を混同しているが、多数決と民主主義は同じではない。多数決で「正解」が得られるのは、各人が平均して 50%を超える確率で正解が出せる場合であり、それ以外は多数決で「正解」は得ることができない。また、何でも国民投票をすれば良いというわけではない。あまり関心のないものには、感情や政治家の人気で決めることもあるからだ。そして多数決は多数派の専制になるということで、いわば多数派の暴力である。

民主主義とは 1 共同してよく生きるための制度である 2 一般意思(理性の声)に従うことである

共同体の意思と自分の意思が一致するなら強制されなくても共同体の意思に従う。共同体と個人の意見が一致する理由は、すべての人にとって生存するために必要な物は基本的に同じだからである。

今回の授業の内容は、多数決イコール民主主義ということではないということと、多数決で正解を得られる場合と、得られない場合があるので、多数決は有効な場面でもちいなければ多数派の専制につながるということと、ホプズは絶対王政を認め、ロックは革命権を認め、ルソーは国王への服従を否定したということでした。

今回の授業から考えると、企業に属する社員は、ロックやルソーの示した民主主義のなかにいる。

例えば、社員は社長や株主の指示に従わなければならないが保険や法律によって守られ、

コメント [y23]: どこに広がったのでしょうか?また、「広がった」根拠を示してください。

コメント [y24]: 日本の公職選挙法では、第 141 条の 3 で、走行中の自動車を使っての選挙運動として「連呼行為」のみを認めているからです。自動車で走りながら政策を訴えるのは違法、という意味不明の法律となっています。

コメント [y25]: 具体的にどのような内容をどのような手段によって教えるべきなのか説明してください。

コメント [y26]: 会社の仕組みなどについてきちんと調べてから書きましょう。

団結して給料の交渉などを行うことができる。

しかし、社員の権利を認めないブラック企業もあります。

したがって、ブラック企業は絶対王政とし、社員の権利を認める企業を民主主義とみなすことができる。

つまり、ブラック企業でもない限り企業は民主主義である。

コメント [y27]: 日本の「会社法」等の決まりや判例では、会社の指揮命令権はかなり強力で解釈されており、どちらかというと「王制」に近いのが実態です。

メディアも混合するくらい、多数決と民主主義の区別は難しい。多数決で正解が得られる場合は、各人が平均して 50%を超える確率で正解が出せる課題である。対して、正解が得られない場合はその課題に関する知識がなくどうでも良いことの場合である。感情や政治家の人気で決まり、多数派な専制になるのでなんでも国民投票するのは危険である。代議制民主主義は自分たちより、対話の能力に優れた人たちを選んで、理性的な対話により合理的な結論を出してもらうことで、選挙で選ばれた代表に全権委任するわけでない。

民主主義について、ホブズは『リヴァイヤサン』で万人の万人に対する戦いと述べており、国王の支配を正当化し、臣民の服従に應えるために王は人権の保障を求められる。また、ロックは『統治二論』で社会契約論を述べており、国家権力の正当性は人権の保障であり国家権力がその義務を果たさなかった場合は革命権を使って抵抗することを認めている。ルソーは『社会契約論』で、特定の個人であるこ国王への服従は否定して、共同体の意思と自分の意思が一致するなら、強制されなくても共同体の意思にしたがって振る舞うとしている。共同体の意思と基本的人権は表裏一体であり、共同体の意思は多数派の意思ではない。

小学生の頃、多数決で物事を決めるとき女子が出した意見に女子ばかりが賛同して、そのクラスは女子が多かったのもその意見に決まった時に男子が「それは不公平だ。」と言ったことがあった。このようにならないように平等に多数決をとるにはどのようにしたら良いのだろうか。自分がその意見にした理由や根拠をもう一度じっくり考えた上で、周りの意見に流されず自分の意思をしっかり持って判断するべきだ。

コメント [y28]: 自分の中だけで判断しては、多数決では負けるでしょう。多数決を取るまえに、きちんと根拠のある主張をぶつけあって対話することが大切です。

民主主義は、多数決ではない。また、多数決で正解が得られるのは各人が平均して 50%を超える確率で正解が出せる課題の場合だけに限られる。多数決では、感情や政治家の人気で結果が決まったり、多数派の専制になったりするので、何でも国民投票でものごとを決めるのは非常に危険である。しかし J.S ミルの代議制統治論にも書かれているように有能な人間かどうかを多数決で決めることができる場合もある。

民主主義とは、共同してよく生きるための制度であり、ホブズは自身の著書『リヴァ

『イアサン』の中で臣民は国王の支配を正当化するかわりに、王は臣民の人権の保障を求められると書いた。また、ロックは『統治二論』にて国家権力の正当性は人権の保障にあり、国家権力がその義務を果たさなかった場合、臣民は革命を起こす権利を有するとしている。

最後にルソーによると民主主義とは、一般意思に従うことである。しかしこれは難しく考える必要はなく、人々は共同体の意思と自分の意思が一致するなら、強制されなくても共同体の意思に従ってふるまうものなのだ。では、なぜ共同体と個人の意思は一致するのかというと、共同体の意思と基本的人権は表裏一体だからだ。

私は今まで問題にたいしてとりあえず多数決をしておけば正解が出るだろうと考えていましたが、今回の抗議で多数決でだせる問題は意外と限られているとしり衝撃を受けました。日本の国会でも多数決の方法がとられています、本当にそれでよいのか今一度考えたくなりました。

コメント [y29]: 坂井豊貴『多数決を疑う—社会的選択理論とは何か』(岩波新書、2015)を読みましょう。

民主主義は多数決ではない。多数決で正解を出せるのは各人が平均して 50%を超える確率で正解が出せる課題を扱うときに限る。それ以外のときは多数決で正解を出すことはできない。多数決は多数派の専制になるのでいつでも国民投票をするのは危険である。代議制民主主義では多数決が効果的に取り入れられている。民主主義とは、国民の意志と一致する意志をもつ国で各人が一般意志に従い、共同してよく生きるための制度である。国家は国の支配をする代わりに人権の保障を求められ、その義務が果たされない場合は国民の革命が認められる。

先生も仰っていたように、小中学校ではクラスの決定事項を全て多数決で済ませた。それによって多数派の専制になり、少数派が本意のまま話し合いを終わっていた。今思うと多数決は話し合いよりも手っ取り早かったのだろうが、多数決が民主主義であるという間違った考えを持ってしまった。そのまま社会人になると良い人間関係を築いていくことができない。だから、小学生のうちから自分と反対意見の人間を慮った決定をすることの重要性を教えるべきだ。

コメント [y30]: 具体的にどのような内容をどのような手段で教えるべきか、書いてください。

今回の講義は、民主主義と多数決についてだった。民主主義=多数決ではない。民主主義において多数決は、何かを決める際の一つの手段でしかないのだ。確かに、多数決は手っ取り早く意見を絞り込むという点においてはとても便利な方法である。しかし、なんでもかんでも多数決で決めてしまうと、多数派の意見が尊重され、少数派の意見は切り捨てられる。これでは、「国民臣民が自分たちのために政治を行う」という民主主義の意味を成し

ていない。そこで、私は、J.S.ミルの代議制民主主義という考え方に共感した。自分よりも有能な人を選び、理性的な対話によって誰もが納得のいく答えを出す。これは、**本来の意味**に沿った民主主義の正しいあり方ではないだろうか。

多数決を取ることで、民主主義本来の意味が阻害される可能性もある。しかし、それでもなお多数決に頼る人が多いのはなぜか。それは多数決の便利さ故**だろう**。話し合いで物事を決めようとする、時間がかかる上、決まらないことも多々あるが、多数決は一度行えば、簡単に答えがでる。短い時間で答えを出せるというのは魅力的だが、全ての人の意見が反映されているわけではない。民主主義の理念に基づくなら、やはり時間をかけ話し合いによって物事を決める方が**良いだろう**。

「～だろう」というのは曖昧な推定の言葉です。「思う」などと同様に避け、理由を明示するようにしましょう。

今回の講義のテーマは「民主主義と多数決」だった。

まず、多数決は民主主義を実現するための1つの手段である。各人が平均50%を超える確率で正解が出せる課題の場合、多数決で「正解」が得られる(コンドルセの定理)。しかし多数決だと何でも良いわけではない**ため、たとえば**何でも国民投票することは危険である。なぜなら感情や政治家の人気で決まり、多数派専制になるからだ。この場合は代議制民主主義で選出した有能とされた人が**合理的な判断を下す**。

民主主義に関してホブズは、王は人権の保障を求められると主張した。またロックは国家が人権を保障しなかった場合国民には革命権があると主張した。

共同体の意志と自分の意志が一致するなら強制されずとも共同体に従う。共同体の意志と基本的人権は表裏一体であるが、共同体の意志は必ずしも多数派の意志ではない。

今回はメディアも政治家も多数決と民主主義を混同していること、多数決で正解が**得られない**こともあるということ、**アテネは**ルソーの言う**共同体個人**の意志とは基本的人権であることなどを学んだ。

私の脳内は今まで民主主義=多数決だったが、先生の解説を聞いてそうではないということを知った。多数決で正解が得られるのは各人が平均して50%を超える確率で正解が出せる課題のみであると先生は仰っていたが、そもそも正解、不正解がある多数決などは滅多にないのではないか。

例えば集団的自衛権に関して、これを日本で認めるべきか否かに**正解がある**のだろうか。個別的自衛権は自国を守るために必要だが、集団的自衛権は憲法に違反するから認めるべ

コメント [y31]: 具体的にどのような意味なのか説明してください。

コメント [y32]: なぜそう考えるのか理由を説明してください。

コメント [y33]: それは誰の考えでしょうか。それでうまくいくでしょうか。

コメント [y34]: 具体的にどのような場合か書いてください。

コメント [y35]: あるでしょう。たとえば、「日本が戦争に巻き込まれないようにするために集団的自衛権を認める」という考えにもとづいて法律を作った結果、逆に日本が戦争に巻き込まれたら、その選択は「不正解だった」ということになりません。意見が多様であることと、正解の有無とは別のことです。

きでないという意見もある。

しかし集団的自衛権がなければ攻撃されるまで何もすることが出来ず、また集団的自衛権と個別的自衛権とに大きく壁を感じるのは日本人くらいで、国際的にはこの両者は脅威を明確に共有するか否かの違いだけで大した差はないので認めても良いという意見もある。

私が思いつく範囲では、国民の 50%以上が正解を出せる課題はほとんどない。その原因は現代の若者の政治への無関心などが挙げられるだろうが、正解を導かせることが出来る課題とは例えばどのようなものかをお聞きしたい。

私は、それは古い時代の「りんごを分けるべきか否か」などとても簡単なことしかなく、現代の政治がより難しくなった時代ではそのような課題はないと考える。

(先生は質問のあとは自分の考えも書くように仰っていましたが、この「考える」もだめでしょうか。)

十七世紀、ホブズは「万人の万人に対する戦い」『リヴァイアサン』の中で、人間は自己保存のために行動している事を唱え、「万人の万人に対する戦い」を避けるために民主主義国家権力の必要性の基盤を築いた。ただし、王は臣民の服従に応えるために、人権の保障を求められ、国王の支配は国民の生存権が保障保衛される限りでうえで正当化された。

同じく十七世紀、ロックは国家権力の正当性を示すものとして「人権の保障」を挙げ、かつ国家権力がその保障義務を果たさなかった場合について、国民は革命権を持つことを主張した。国民と国王による契約から、お互いが共同してよく生きるための制度として、民主主義はその姿が基礎付けられたのである。

一方で十八世紀にルソーは、国民と国王の契約による民主主義の姿に疑問を抱いた。「神」から与えられた人間の自己保存のための権利を、特定の個人である国王へ服従してよいのか、と。ルソーはこの民主主義の考え方を否定し、民主主義とは一般意思に従うことである、と唱えた。国王ではなく、国民によって構成された「共同体」の意志と、個人の意思が一致した時に、個人は「強制」に振り回されることなく「共同体」の意志に従って道徳的に振舞うことができる、というものだ。ルソーは道徳を「強制」という非道徳的手段で実現することに矛盾を抱き感じ、民主主義は特定の個人による「強制」が存在しない、「共同体」の意志と人権の保障によって構成されるものだと主張した。

歴史を経て、今日の日本では代議制民主主義を採用して執り行いながら国の指針を決定している。代表の資質として、一般の国民達よりも対話の能力に優れておりながら、理性的な判断によって議論を合理的に結論付ける能力が求められる。理性や合理性は、一つの問題に対して十分な情報量を得て、逆の立場や見方の情報も見出し、妥当な価値判断を下すことで培われていく。つまり、代表者は「相手の意見を正確に読み取って、なおかつ反論できる根拠を持つ」ことが要求されるわけである。これらの能力がなければ、感情に

身を任せ議論をしたり、個人の思いによる議論が延々と続くだけになる。

『民主主義とは多数決だ』と多くの日本人が誤解していますが、実は民主主義の本質は、すべての人が対等な立場で自分の意見を根拠づけて主張し、討議し、お互いに納得できる合意点を探るところにあります。多数決は、合意ができたかどうかを最後に確認するための手段にすぎません」（山口裕之『コピペと言われないレポートの書き方教室』新曜社、2013、94 ページ）。「多数決」と「民主主義」を混同している政治家達は、「何でも国民投票」によって国の指針を決めようと奮闘する。国民投票の仕組みはもちろん多数決であるわけだから、感情や政治家の人気で決定されたり多数派の専制によって決定されたりしたとき、道理が合わない社会になる事は目に見えてわかる。歴史の中で民主主義は、個人が権力による一方的な「強制」に振り回されない国作りを主張してきた。民主主義の本質を理解していない政治家やメディアは、「何でも国民投票」によって、多数派の専制等半ば強制的な結果の流れを作る。民主主義の本質理解が、国民と政治家、メディアと共同してよく生きる近道である。

出典の書き方は「制作者、ページのタイトル、URL、閲覧日」。また、制作者が何者か調べる。多数決で決まった意見が正しいと考えるのは、ドクサである。今回の講義は哲学者が考えた民主主義と 19 世紀後半に出てきた多数決についてだった。橋下徹氏へのインタビューからメディアも政治家も「多数決」と「民主主義」を混合していることがわかった。多数決で「正解」が得られる場合は、各人が平均して 50%を超える確率で正解が出せる課題の時である。それ以外は得られない。「なんでも国民投票」は危険である。なぜなら感情や政治家の人気で決まったり、多数派の専制になるからだ。しかし多数決派が有効な場合もある。J.S.ミルによると、代議制民主主義は有効な人間かどうかは多数決で決めることができる。よって代議制民主主義は最終的に多数決。多数決は多数派の専制になる。民主主義とは、共同してよく生きるための制度だ。ホッブズは臣民の服従に応えるために、王は人権の保障を求められる。ロックは国家権力が義務を果たさなかった場合、臣民には、革命権がある。民主主義とは一般意志に従うこととルソーは言った。共同体と個人の意思はすべての人にとって生存のために必要なものは基本的に一緒だから。しかし多数派の利益イコールすべての人の利益ではない。

国民と臣民の違いはあるんですか?辞書によると国民とはその国家の構成員となり、その国の国籍を有している人で臣民は君主国の人民と出ました。

全体に箇条書き風です。「…課題の時」「…は危険」「…最終的に多数決」などの体言止めの言い方はやめましょう。

コメント [y36]: それで何か疑問があるのですか?

第 5 回の哲学の思想の基礎では、前回の講義の中で多くの人が食いついた「民主主義と多数決」についての具体的な説明をしていただいた。

昨年の橋本徹氏のインタビューの中にあるように、メディアも政治家も「多数決」と「民主主義」を混同して使っている。民主主義において多数決というのは正しい答えを導くための一つの手段であって、同じものではない。~~なぜならまた、~~多数決にも正しい答えが得られる場合と得られない場合があるからである。正しい答えが得られる場合とは、コンドルセの定理でも言われているように、平均をして 50 パーセントを超える確率で正解を出すことのできる課題である。反対に、正しい答えが得られない場合としては、回答する側がその課題に関する知識がなかったり、どうでもいい話題であったりする場合である。また、なんでも国民投票にするのもよくない。この場合も感情で選んでしまったり、政治家の人気投票になったりしてしまったり、多数派の専制になってしまう。その例としてヒトラーが挙げられる。

19 世紀に始まった代議制民主主義の代表の資質として J.S.ミルは、「有能な人間かどうかは多数決で決められる」と言った。この言葉を身近な例で説明すると、自分たちのような学生は講義をしたことがないのに、教授の講義が上手か下手かは講義を見ていればわかる、といった具合である。また、選挙の候補者同士が討論しているところを見ている、話し合っている様子で有能なのか有能でないのかわかるものである。つまり、外側から様子を見て多数決を取ることで、有能な人間を選び出すことが可能になるという意味である。また、代議制民主主義とは、自分たちよりも対話の能力に優れた人を選び、理性的な対話によって合理的な結論をその人たちに出示してもらい、というものである。これは決して選挙で選ばれた代表に全権が委任される、という意味ではないので注意が必要である。

国や時代によって民主主義の捉え方は異なる。まずは 17 世紀後半のイギリスの例を挙げてみる。1651 年、ホッブズは著書『リヴァイアサン』の中で、「万人の万人に対する闘争」という言葉を使い、国王の支配を正当化した。この言葉は、臣民が王に生存権を委託をすることで国王に守ってもらう、という意味が込められている。その 40 年後、ロックは、生きるために人間は働く動かし、そして、生きるために働く動かしという権利は神様から与えられたものなので、それは正しい行為である、と考えた。この考え方から人間の人権思想は始まった。また、ロックは自身の著書である「統治二論」の中で国家権力は人民の人権を守るものである、と説いた。そして、もし国家権力がその義務を果たさなかった場合は臣民が革命権を行使できる、とした。このように近代イギリスでは、民主主義とは共同して生きるための制度と捉えていた。

次に 18 世紀後半のフランスの民主主義の捉え方について。ここではルソーを例に挙げる。ルソーは「社会契約論」の中で「共同体の意思と個人の意思の一致」について説いた。ここでも問題になるのは国家権力について。「王へ人権を委託し保証してもらう」と考えるイギリスとは異なり、フランスは、特定の個人である国王への服従は否定している。そして、共同体の意志である道徳と自分の意志が一致するならば、強制されることがなくても共同体

コメント [y37]: 財産権の根拠として、「労働による取得」を考えましたが、「労働の権利」という発想はロックにはありません。

の意志に従って振る舞う、と述べている。ではなぜ共同体と個人の意志は一致するのか?それは「共同体の意志」と基本的人権とは表裏一体のものであり、すべての人にとって生存のために必要なものであるからだ。ここで注意しておきたいことは、共同体の意志は多数派の意見ではないということである。以上のことからフランスは、民主主義とは一般意志に従うことである、と捉えていた。

質問・意見

6枚目のスライドの、多数決で「正解」得られる場合について質問します。「平均して50パーセントを超える確率で正解を出せる課題」とは例えばどのようなものですか?

わからなかったので、この文言の下に書いてあった「コンドルセの定理」を調べてみると、「ある問題について、答えの選択肢が二つしかなく、参加者が正しい答えを選ぶ確率が50%を超えている場合、参加者の数が多いほど正しい答えが導き出される確率が高くなる、というものだ」(医療法人陽晃会大岩稔幸、「コンドルセの定理」、<http://www.yokokai.com/index.php?UID=1179239834>, 2018年5月13日)と書いてあった。このことから、多数決に参加する人数が多いほど正しい答えが導かれる可能性は高くなるということはわかった。だが、「参加者が正しい答えを選ぶ確率が50パーセントを超える」の意味が分からないので教えてください。コンドルセの定理について調べても出てこなかったのですが、私はこの「50パーセントを超える」という部分を、正しい根拠をもって答える場合だと考えたのですが、合っていますか?

コメント [y38]: 足し算の答えとか、「日本の小学校は6年制である」と日本人に聞いた場合とか、「ミロのビーナスはルーブル美術館にある」とか。

コメント [y39]: 授業で言ったことと全く同じです。大岩さんという人は、多数決理論の専門家なのですか?

多数決については坂井豊貴『多数決を疑う—社会的選択理論とは何か』(岩波新書、2015)を読むように勧めました。

授業まとめ

今回は、民主主義と多数決について学んだ。

橋下徹氏の発言からによると、メディアも政治家も「多数決」と「民主主義」と混合していることがわかるという。

しかしそもそも、民主主義は多数決ではない。コンドルセの定理によると、多数決で「正解」が得られるのは、各人が平均して50%を超える確率で正解が出せる課題である場合だ。また「正解」が得られないのは、その課題に関する知識がない場合、あるいはどうしてもよいことの場合である。これより、感情や政治家の人気で決まったり、多数派の専制となったりするので、何でも国民投票で決定するのは危険である。

次に、代議制民主主義の代表の資質についてである。代議制民主主義で選出される代表は、有能な人間かどうかは多数決で決められる。また、選挙で選ばれた代表に全権を委任するわけではないので、代議制民主主義は合理的である。

続いて、民主主義とは、共同してよく生きるための制度である。ホッブズの『リヴァイアサン』には、「万人の万人に対する戦い」書かれている。ホッブズは、国王の支配を正当化し、臣民の服従に応えるために、王は人権の保障が求められると考えた。ロックは『統治

二論』で、社会契約論「著した。ロックは国家権力の正当性により人権の保障を示した。国家権力がその義務を果たさなかった場合には革命権があると主張した。

また、ルソーは『社会契約論』で「共同体の意思と個人の一致」を主張した。彼は、特定の個人である国王への服従は否定した。そして、共同体の意思と自分の意思が一致するなら、共同体の意思に従ってふるまうべきだと述べた。

ここで、共同体と個人の意思の一致についてであるが、すべての人にとって、生存のために必要なものは基本的におなじなので、「共同体の意思」と基本的人権は表裏一体であるということである。また、共同体の意思は多数派の意思ではないことに注意しなければならない。

意見、質問

共同体の意思が多数派の意思ではない、というのは、大衆がよく考えずに一部の人たちの意見に流されて多数派となっていて、大衆の本当の意思が反映されたわけではないということでしょうか。

コメント [y40]: 質問する場合には、その質問をする理由、自分なりの解答、その根拠を書くようにしましょう。

今回は、民主主義と多数決について学んだ。まず、多数決で正解が得られる場合は、コンドルセの定理の、各人が平均して 50%を超える確率で正解が出せる課題の時である。逆に、正解が得られない場合は、それ以外である、その課題に対して知識がない場合か、どうしてもよい事の場合である。何でも国民投票にすると、政治家の人気で決まったりするため、好ましくない。

多数決は民主主義をするうえでの1つの手段であり、民主主義=多数決と考えてはいけないものである。民主主義の始まりは、ロックの社会契約論である。これは、国家権力が正当であるとする代わりに、国民の人権を保障し、もし国家権力がその義務を果たさなかった場合は革命権を主張できるというものだ。また、社会契約論の前のホッブズは、臣民は国王の支配を正当化し、王は臣民の服従に答えるために人権の保障を求められていたと『リヴァイアサン』で主張している。また、これには革命権のようなものはなかった。

また、民主主義は一般意思に従うことである。個人の意思が共同体の意思と一致するなら、共同体の意思に従ってしまう。なぜ一致するのかというと、すべての人にとって生存のために必要なものは基本的に同じだったからだ。しかし、共同体の意志は多数決の意志ではない。

今回の講義で、民主主義と多数決は違うものであるのに、なぜ混同する人がいるのか疑問に思った。特にメディアや政治家は政治に近寄った場所にいるのに混同している。はっきりと違いを理解していなければ国民投票や多数決で決めることがこれからも増えていくのではないのだろうか。私は、日本の政治が代議制民主主義でなくなり、多数決ばかりで合理的な対話を行っていないからだと考える。この疑問について回答願いたい。

コメント [y41]: 民主主義とは何かということについてきちんとした教育が行われていないからでしょう。

ウィキペディアによると民主主義というのは、王様や貴族など一部のの人たちによる政治ではなく、その国を構成している国民全員が主権者として政治に参加することを目指す思想ないし政体を指す、とある。また、多数決は集団において、何かしらの意思決定をする際に投票を行い多数派の意見を採用する、という意思決定の手段の一つである。そして、多数決はより多くの国民の声を反映するという誤った考えから民主主義と多数決の関連性は深いと思われがちである。

多数決には、「正解」が得られる場合と得られない場合の数学的な理論研究定義付けがされている。正解が得られるのはその違いは、各人が平均で50%を超える確率で正解が出せる課題であり、逆に、その課題に関する知識がない場合などは、正解が出ず、権力者の専制になったり、その時の感情や政治家の人気で決められたりする。

ホブズの「万人の万人に対する闘争」では国王の支配を正当化し、ロックの「社会契約論」では、革命権が加わり、ルソーは一般意志を目指した。多数派の利益=全ての人に共通する利益ではないけど、共同体の意志と個人の意志は、「全ての人にとって、生存のために必要なものは基本的に同じ」という考えの元、一致する。

メディアも政治家も「多数決」と「民主主義」を混同しているが、民主主義は多数決ではない。多数決で正解が得られる場合、各人が平均50%を超える確率で正解が出せる課題である(コンドルセの定理)。それで正解が得られないのは、その課題に関する知識がない場合、どうしてもよいことの場合である。感情や政治家の人気で決まったり、多数派の専制になってしまう恐れがあるので、「なんでも国民投票」は危険である。

有能な人間かどうかは多数決で決めることができるが、代議制民主主義では選挙で選ばれた代表に全権委任するわけではない。

民主主義とは共同してよく生きるための制度である。ホブズは人間の自然状態を「万人の万人に対する戦い」として国王の支配を正当化し、臣民の服従にこたえるために、王は人権の保障を求められるとした。ロックは社会契約論で国家権力が人権の保障の義務を果たさなかった場合、革命権を主張できるとした。ルソーは国家権力の正当性を考え、特定の個人である国王への服従を否定した。そして「共同体の意思と自分の意思が一致するならば、強制されなくても共同体の意思に従って振る舞う」と考えた。

共同体の意思と基本的人権は表裏一体であるので、共同体の意思と個人の意思は一致する。しかし、多数派の利益がすべての人の利益とは限らないので、共同体の意思が多数派の意思ではない。

コメント [y42]: 授業で民主主義とは何かということ詳しく説明しました。どうしてウィキペディアを調べる必要があったのか(具体的にどのような情報を補足的に得る必要があったのか)説明してください。

コメント [y43]: 「また」以下がウィキペディアの引用の続きなのかそうでないのかが不明確です。

今回の授業では、「民主主義と多数決」というテーマだった。今回の授業の要点は、民主主義は多数決ではないということである。多数決によって正解が得られるものは、各人が平均して 50 パーセントを超える確率で正解が出せる課題であるが、これ以外の場合または課題に関する知識がない、どうしてもよいことの場合は正解を得ることが出来ない。もし、民主主義が多数決であれば感情や政治家の人気などで国民投票などが行われ、多数派の専制になる恐れがある。このようなことになれば、間違った方向に進んでいく可能性が出てくるだろう。

多数決というものは、あくまで民主主義を決めるための一つ的手段であると理解すべきである。また、多数決は欠陥が多いということもしておく必要がある。これらのことを理解しておくことができれば、人々は民主主義が多数決ではないとわかるだろう。

以上のことから、今回の授業では民主主義は多数決ではないということが要点であったといえる。

コメント [y44]: では、民主主義とは「何なのか」という話もしました。

私はこの一連の授業を受けるまで、多数決こそが民主主義の体系本質だと考えていた。しかし、多数決は多数派の専制になってしまい、少数派の意見はないがしろにされる。多数派の利益は必ずしも全ての人の利益とは言えないのだ。そこで、自分たちよりも優れた能力を持つ理性的な人たちに議論をしてもらおう代議制民主主義がある。しかし、ここでも多数決で最終的に決議してしまう強行採決が起きてしまうことがある。完璧な代議制民主主義が完成されることはあるのだろうか。

今回の授業の要点は、民主主義は多数決ではないということ、理性(思考力)は対話から別の立場や見方からの情報を得ることによって育つこと、また、理性にとって重要である対話を阻むのが「人それぞれ」論であるということだ。

現代では様々な立場や見方から十分な情報を得ること、その情報の真偽や価値を判断することで理性(思考力)を養い、社会やネットに溢れているたくさんの情報の中から正しいものを見極め、選び取る力が重要である。その能力を身につけるためには、前回の授業にあったように自分の偏見や思い込みをあてにせず、たとえそれが自分には受け入れがたいものだとしても一度受け入れてみることも必要になる。そうして正しく考える力を多くの人が身につけることで民主主義はよくなるのではないだろうか。

コメント [y45]: これら二つはまだ取りあげていませんが。

民主主義と多数決

橋下徹氏のインタビューの中に「メディアや知識人は政治家に対して国民の声を聴けという。で、国民に耳を傾けると今度は大衆迎合という。どっちやねん!」{{毎日新聞(2017年1月12日) - http://mainichi.jp/articles/20170112/k00/00m/01_0/125000d}}というものがある。このことから、メディアも政治家も「多数決」と「民主主義」を混同していることがわかる。しかし、民主主義とは多数決ではない。なぜなら、多数決で「正解」が得られるのは各人が平均して 50%を超える確率で正解が出せる課題(コンドルセの定理)場合のみであり、上記以外でたとえばその課題に関する知識がない場合やどうしてもよいことの場合「正解」は得られない。その中で、「何でも国民投票」というのは危険である。これは、感情や政治家の人気で決まってしまうことがあるからである。

多数決は万能ではなく欠陥が多いので、民主主義を執行する一つ的手段として用いるのがよい。

代議制民主主義の代表の資質

「ある人が、公正な討論の場で自分の能力を大衆に向かって示して見せた時、大衆は、たいていの場合、本能的にその人が有能な人間だと見分けることができる」(J.S.ミル『代議制統治論』)という言葉から有能な人間かどうかは多数決で決めることができるといえる。ここで、代議制民主主義とは、自分たちよりも対話の能力に優れた人たちを選んで、理性的な対話により合理的な結論を出してもらうことであるが、選挙で選ばれた代表に全権委任をするわけではない。

多数決は多数派の専制になる

たとえば、沖縄に米軍基地を置き続けることを、日本国民の多数決で決めたらどうなるか。沖縄の人口は約 140 万人であるがそれ以外は約 1 億 2000 万 に一人ほどである。比べると圧倒的に沖縄が不利であり、負けるといえる。

そもそも民主主義では誰かの犠牲を多数決で決めてはならない。全体のために一人を犠牲にするのではなく、守るのが憲法である。

民主主義と共同体

まず初めに民主主義とは共同してよく生きるための制度である。それはピューリタン革命のころ「万人の万人に対する戦い」(ホブズ『リヴァイアサン』1651年)により国王の支配を正当化したり、国臣の服従にこたえるために、王は人権の保障を認めたことなどから言える。

もう一つは民主主義とは一般意思に従うことである。それは、「共同体の意思と個人の意思の一致」(ルソー『社会契約論』1763年)で、共同体の意志と自分の意志が一致するなら強制されなくても共同体の意志に従ってふるまっているということからいえる。そして「ルールを守る」ということは必ずしも道徳とは言えず、道徳を「強制」という非道徳的手段

で実現することは矛盾である。

ところで、共同体と個人の意思はどうして一致するのだろうか。それは、すべての人にとって、生存のために必要なものは基本的に同じであるからである。よって「共同体の意志」と基本的人権は表裏一体であるということだ。ただし、「目に見えぬ大衆は、何が自分たちのためになるのかを知ることがまれだから、自分が欲することを知らないことがよくある」。このことから、共同体の意志は多数派の意志ではなく、多数派の利益がすべての人の利益になるとは言えない。

全体的に、スライドの「コピペ」部分が多いですね。「自分が理解したこと」を書くようにしましょう。

今回の授業は、民主主義は一般意思に従っていくことを教わった。そして必ずしも多数決によって決められた意思はすべての人にそなわった共同体の意思と一緒にあるとは限らないことも教わった。

私が特に気になったことのは今回の授業の最後のスライドにあった「ただし『目の見えぬ大衆は、何が自分たちのためになるのかを知ることがまれだから、自分が欲することを知らないことがよくある』。という部分である。スライドにも「」がついているのでこの文章の引用先をネットで調べてみると、ルソーロックの著書である『社会契約論(第二論)』の一部分を抜粋したものという結果が多かった。

本題は「目の見えない」というのはどのような観点でそのような表現をしたのかが気になった。「大衆」は私たちのことであるのは何となく理解ができるが「何か」に対して自ら目を背け「見ない」のか、それとも他者によってさげらされているために「見ることができない」のか、何かしらの比喻なのか多義に解釈ができるからだ。

参考にしたサイト

<http://sites.google.com>

takamuratetugaku.org/003_5_text

今回の授業で、「民主主義」と「多数決」を混同する人もいるが、民主主義は多数決ではないので、なんでも「国民投票」で決めてしまうのは感情や政治家の人気で決まってしまう、多数派の専制になってしまうので危険であること。有能な人間かどうかは多数決で決めることができるが、その人に代わりに議論してもらうのであって、全権委任するわけではないこと。ホブズは各人が争うと人権(生存権)が保障されなくなるので王が支配する方法を説き、ロックは国家権力は人権の保障をするべきであり、保障されない場合のために

コメント [y46]: 今回はそこまでは取りあげていません。その直前の行まで。

コメント [y47]: 『社会契約論』を実際に読んでみれば確定できるでしょう。

コメント [y48]: なぜ気になったのか、理由を説明してください。

コメント [y49]: 出典の表記の仕方として不十分です。明瞭区分性も満たされていません。

国民は革命権を有すると説いたこと。共同体としての意志と自分の意志が一致するなら、強制されなくても共同体の意志に従ってふるまうことを学んだ。

確かに今まで、民主主義と言われると国民の意志を尊重するというイメージがあり、投票で決めればいいのと思う場面があった。そして、多数決は正しいというイメージがあった。しかし多数派が間違っていることもあり、そのまま多数派の意見に従ってしまうと取り返しのつかないことになってしまう。なので、投票などで決めていいものなのか、投票を行う前にしっかりと考えてから行う必要がある。また、多数決を行うと無視されやすくなる少数派の意見も気にかけるようにするべきだ。

コメント [y50]: 具体的にどんな場面ですか。

コメント [y51]: 具体的にどのようなことを考えるべきなのか、説明してください。

コメント [y52]: 具体的にどのように扱うのか説明してください。

民主主義は多数決ではない。民主主義が多数決となれば、国民投票の時に政治家の考え以外のところで感情的に決めてしまったり、人気の政治家に票が集まってしまうたり、多数派の専制になってしまうからである。また、多数決は合理的な決め方だと一見思ってしまうが、少数派の意見を完全に無視してしまうというデメリットもある。

コメント [y53]: 多数決が合理的な場合とそうでない場合について説明しましたが、理解しましたか？

ピューリタン革命期に、ホプズは争いをなくそうとして国王の支配を正当化した。その後の名誉革命期に、ロックは国家権力の正当性を唱えた。そのどちらにも共通するのは、人権の保障、つまり生きていく権利である。このように、民主主義とは、共同してよく生きるための制度である。争いがなくなれば、共同体人々はよりよく生きていくことができる。

ルソーが唱えた「共同体の意志と個人の意思の一致」というのは、共同体と自分の意志が同じなのであれば、強制されなくても共同体の意志に従って振る舞うことである。共同体の意志は基本的人権と表裏一体のものである。生存のために必要なものは基本的に同じであるため、共同体と個人の意思は一致する。

「共同体の意志」、「個人の意思」の中にあるように、「意志」と「意思」の違いはなぜですか。高校生の時に、「意思」よりも「意志」の方が「そうである!」という思いが強いというような話を聞いたことがあります。しかし、本当にそうなのかも分からないし、たとえそうであるとしたら、どういう時にどう使い分けたいのかが疑問です。

コメント [y54]: なぜこの二つの使い分けが問題なのか、理由を説明してください。

今回の授業は、民主主義についての話だった。

多数決と民主主義は混同されがちであるが、その二つは別物である。多数決は国民投票から学校の出し物の決定まで、様々な場面で利用できる。一つの集団の中で、最も賛成の多い意見を全体の総意として決定する方法である。

わかりやすい反面、問題点もある。少数派の意見は総意には組み込まれにくく、無視さ

コメント [y55]: 利用できる場合と利用してはならない場合について説明しましたが、理解しましたか？

れやすいという点だ。数の差によって自分の意見の通らなかった少数派は、時には強制されて多数派の意思に従う。

多数決は民主主義ではない。人間は生きるために共同体をつくり、互いに意思を協議しあって共同体の意思を決定する。このとき出来上がる意思は、必ずしも多数派の意思ではない。

多数決ではまず数の多さが優先され、多数決に適した課題でなくともその方法で多数派の意思が優先される。それに対して民主主義は、少数派を無視することではなく、共同体の意思と個人の意思は一致するとされている。これは、すべての人が必要とするものは基本的に同じだからだ。どのような意思が自分たちのためになるのかを「見極める目を全員が持っていれば」、それぞれの意思と共同体の意思は一致し、民主主義という体制は成功するはずである。

コメント [y56]: そんな目を全員が持つことはかなり困難だというのが現実です。

民主主義は「19世紀に生まれた」が、現在ではメディアも政治家も「多数決」と「民主主義」を混同している。もちろん民主主義は多数決ではない。感情や政治家の人気で決まったり、多数派の専制になったりするため、「何でも国民投票」は危険である。しかし、有能な人間かどうかは多数決で決めることができる。また、代議制民主主義とは、自分たちよりも対話の能力に優れた人々を選んで、理性的な対話により合理的な結論を出してもらうことで、選挙で選ばれた代表に全権委任するわけではない。

コメント [y57]: 17世紀に社会契約論が提唱され、18世紀末にアメリカ独立革命やフランス革命によって実現された。

さらに、民主主義とは、共同してよく生きるための制度であり、一般意思に従うことである。例えば、ホブズは「万人の万人に対する戦い」(ホブズ『リヴァイアサン』1651年)という言葉を残し、臣民の服従に応えるために、王は人権の保障を求められると考えている。ルソーは「共同体の意志と個人の意思の一致」(ルソー『社会契約論』1763年)を述べ、問題は国家権力の正当性であり、共同体の意思と自分の意志が一致するなら、強制されなくても共同体の意志に従ってふるまうと考えている。すべての人にとって、生存のために必要なものは基本的に同じであるため、共同体と個人の意思は一致する。

コメント [y58]: どうして決めることができるのか説明してください。

今回の授業では「民主主義と多数決」について学んだ。民主主義と多数決はメディアや政治家も混同することがあるが二つは同一のものではない。多数決は人々が課題に対して知識がない場合やどうしても良いことについては正解が得られない。すぐに「何でも国民投票」というようにすると感情や政治家の人気に結果が左右されることになる。また沖縄の米軍基地問題のように誰かが不利益を被って共同体を成り立たせる決定を多数決で行えば多数派の専制になることは明らかだ。しかし多数決は各人が平均 50%を超える確率で正解

が出せる課題では正解が得られる。有能な人間かどうかは多数決で決めることができるので代議制のように活用できる場面も存在する。多数決によって民主主義が行われるのではなく、民主主義を実現する一つ的手段として多数決を利用する。

民主主義についてはホッブズが国王の支配の正当化のために「万人の万人に対する戦い」を提唱し臣民は王に服従し、王はそれに対し人権の保障を求められるとした。ロックは社会契約論を掲げ、国家権力の正当性は人権の保障であるとしその義務が果たされないとき臣民は革命権を持つとした。またルソーは国王への服従は否定し共同体の意志と自分の意志が一致すれば、強制されなくても共同体の意志に従うとした。すべての人間にとって生存に必要なものは基本的に同じなため「共同体の意志」と基本的人権は表裏一体といえる。そのため共同体の意志=多数派の意志というわけではない。

学生のコメントについてはネット情報を利用するときは制作者が何者か調べ、その情報が本当に信用できるのかを検討する必要がある。例えば政府が出した情報であっても、それが絶対に確かだと断定出来ないからだ。それらを見分けるためには複数の視点からの情報を基にした知識体系による情報リテラシーを身につけなければならない。目利きの技術は一朝一夕ではなく今後の実践の中で養っていくしかない。

今回の講義で、民主主義は多数決ではないということと、代議制民主主義の代表が有能であるかどうかは多数決で決定できるということを学んだ。代議制民主主義では、自分たちが選挙で選んだ人が議論しているので、比較的に間違った結論に至ることは少なくなる。

私は、現在の国会で適切な会議が行われ、話し合われていると見るができない。テレビで国会中継が流れているが、一部の議員が新聞を読んだり、居眠りをしていることが問題となっている。与党の振る舞いが気に食わないという理由で、国会に参加しない人もいる。多くの人々の代表である彼らがこの状態では問題であるので、与党と野党が協力できる体制を作ることが重要である。これから対話を行ってほしい。

今回の授業では、民主主義と多数決について学習した。多数決は、各人が平均して 50% を超える確率で正解が出せる課題で「正解」が得られる。そして多数決は、民主主義を実現するための手段の一つであり、欠陥が多い手段である。

ある人が公正な討議の場で自分の能力を大衆に向かって示してみせたときなどは、大衆は本能的にその人が有能であるかを見分けることができるので多数決で決めることができる。また、代議制民主主義は自分たちよりも対話の能力に優れた人々を選んで、理性的な対話により合理的な結論を出してもらうことであり、それは選挙で選ばれた代表に全権

コメント [y59]: 「国王の支配正当化」と「万人の万人に対する戦い」と「臣民の服従」と「人権保障」という内容それぞれの関係が不明な書き方です。

コメント [y60]: では、民主主義とは何なのか、書いてください。

コメント [y61]: どうして決定できるのか、説明してください。

コメント [y62]: そのようなことは授業で述べていませんし、事実としても間違いでしょう。

コメント [y63]: 具体的にどのようにすれば国会議員がきちんと対話するようになるか、書いてください。

コメント [y64]: これは J.S.ミルの主張。

委任するわけではない。

それから、ホブズ、ロック、ルソーの三人の民主主義の在り方をまとめた。ホブズは国王の支配を正当化し、臣民の服従に応えるために、王は人権の保障を求められるとした。ロックは国家権力の正当性は人権の保障にあり、それが果たせなかった場合、国民には革命権があるとした。ルソーは、民主主義とは一般意思に従うことであるとして、共同体の意志と自分の意志が一致するならば、強制されなくても共同体の意志に従ってふるまうとした。共同体と個人の意思は一致する理由については、すべての人にとって生存のために必要なものは基本的に同じで、「共同体の意志」と基本的人権は表裏一体であるというのであった。

多数決のやり方では、賛成の多い方の意見がその話し合いの場での全員の意見と見なししている。そうであるからして、少数意見が反映されないということもある。さらに、多数派の人たちの意見が必ずしも正しいとは限らない。その人たちが一時的な感情や間違っただけの情報を与えられていたり、十分な話し合いをしていなかったりすればそれは本当に正しいとはいえない。また、話し合いの場において政治的な圧力が介入すれば決まった意見が正しいとはいえない。より詳しくするために「多数決」で調べると、「話し合いによる統合過程をもたない多数決は、権威をもたない多数の暴力として少数の抵抗を招き、この原理は空洞化する」（『百科事典マイペディア』電子辞書版、日立ソリューションズ・ビジネス）。多数決では、話し合いの場が必要である。そしてその、話し合いの場では、理性的な対話により合理的な結論が出されることが大切である。

コメント [y65]: 授業では坂井豊貴『多数決を疑う—社会的選択理論とは何か』(岩波新書、2015)を紹介しました。調べるからにはちょっと電子辞書を引いておしまい、ではなく、徹底的に調べましょう。

今回の授業は民主主義と多数決というテーマでの講義で、民主主義という制度と単なる多数決の違い、民主主義とはどういうものかという授業内容だった。

民主主義の日本は国民の代表を選ぶ選挙を行う。その選挙に投票する権利が最近18歳に引き下げられ、投票数の拡大と若い人の意見を取り入れようとする動きがあった。少子高齢化となった現代において、若い人の意見ではなく高齢者の意見が優遇されやすくなる。シルバー民主主義と呼ばれるこの問題を解決しなければならない。

コメント [y66]: どういうものなのか説明してください。

コメント [y67]: 選挙年齢の引き下げは、「シルバー民主主義」を緩和する方向に作用する政策のはずです。なのに、次の文で、「高齢者の意見が優遇されやすくなる」という結論になっているのか不明です。

解決策の一つとして、余命別選挙制度が提唱されている。提唱している経済学者の竹内幹という人は、余命別選挙制度について Web ページ上で、「竹内は「余命別選挙制度」を提唱しています。これは、余命に応じて選挙区分け・議席配分をすることによって、投票権を余命に応じて重みをつけるという制度です。つまり若い人の1票を、高齢者の1票より重くできるのです。少子高齢化・人口減少の社会では、余命別選挙制度にしないと、世代間格差が広がってしまうと私は危惧しています」（竹内幹「[余命別選挙制度・世代間格差](http://takekan.blogspot.jp/2012/12/blog-post.html)」、『竹内幹の日記』、<http://takekan.blogspot.jp/2012/12/blog-post.html>、2018/05/18 アクセス）と

コメント [y68]: 授業内容との関連で解決すべき問題を取りあげてください。

この余命別選挙制度は少子高齢化により有権者に占める高齢者の割合が増加し、若者と高齢者のもつ 1 票の価値が同じだと、**若者が圧倒的に不利な状況にあるという世代間の不公平**を防ぐために数年前から提唱されている。ただし、この余命別選挙制度は若い人ほどたくさんの議員を選ぶことができるため、同じく一票の格差は大きく生じている。しかし、一人の人間としての生涯の総投票数は同じになる。結果として国民には平等な投票権があり、少ないが一票の価値が大きい若年層と、数が多いが価値が小さい高齢者層の間で不平等が起こらないようになっている。

少子高齢化がこれからも進んでいくと考えられる日本は、高齢者と若者の間に発生してしまう格差をどう小さくするかが大きな課題となっており、この課題の**解決策が多くの人たちによって提唱**されている。余命別選挙制度のほかにも年齢別選挙区といった、青年区、中年区、老年区と、年齢ごとに分け、世代ごとの代表を選ぶ方法などもある。また、ドイツなどで導入が議論されたドメイン投票制度なども提唱されている。日本の将来に大きく影響を与える選挙での平等をどう守るか。それは将来の日本を背負って立たなくてはならない**若者たちもよく考えなければならない**のである。

多数決は民主主義の本質**的な解決方法**ではなく、手段の一つである。多数決は多数派の専制になることが多く、人気や感情などの個人的な好みで決定してしまう可能性があるからだ。民主主義の考え方は古代ギリシアから存在していたが、今ほど評判は高いものではなく、対照的な考え方であるスパルタ主義が素晴らしいものとされていた。

人間は一人では生きていけないので共同体を作る必要がある。共同体の中に独裁者が存在するのは良くないが、全体の意見を聞きまとめる役目を担うリーダー的存在は必要である。個人の意見を押し通すことは民主主義ではない。民主主義は一般意志に従うことである。よって共同体の意志と自分の意志が一致するなら、共同体に従う必要がある。共同体の意志と多数派の意志とは異なる。共同体の意志は個人の意志と一致するとしても、基本的人権とは表裏一体なので、個人の意志を持たずに共同体の意志に従ってばかりであってはならない。

全体として、あいまいな印象を与える文章になっています。誰がどのように主張したのか、整理して書くようにしましょう。

大学は思いもしなかったこと研究する場で、講義を聞いている中で自分が気になったことを調べるのが大事であるということを学んだ。

多数決は、各人が平均して 50%を超える確率で正解が出せる課題の場合有効であるが、

コメント [y69]: これは選挙制度の問題ではなく、これまでの社会福祉政策の結果です。その概要は山口裕之「どうして「科学技術振興予算は今後、増えませんか」と断言できるのか」(『全大教時報』Vol.41, No.2, 13-28, 2017)、とくに 18 ページ以降(なぜ日本政府は財政難なのか)を読んでください。

http://zendaikyo.or.jp/?action=cabinet_action_main_download&block_id=809&room_id=1&cabinet_id=17&file_id=5499&upload_id=15646

さらに詳しくは、井手英策『日本財政 転換の指針』(岩波書店、2013)、宮本太郎『福祉政治』(有斐閣、2008)などを参照。

コメント [y70]: 具体的にだれがどんな制度を提唱しているのか書いてください。

コメント [y71]: あなたの考えを書いてください。

何でも国民投票をしてしまうと、感情や政治家の人気で決まってしまうたり、多数決の専制になってしまったりするので注意が必要である。

「万人の万人に対する戦い」と説いたホッブズは国王の支配は暴力的ではなく、臣民の服従に応えるために、王は臣民の人権の保障を求められるという関係性が成立しているため正当化されると提唱した。一方で、ロックは、国家権力が人権を保障しなかった場合、臣民は革命権を得られるのは当然だと提唱した。また、ルソーは共同体の意志と自分の意志が一致するならば、強制されなくても共同体の意志にそってふるまうと説いた。「考え方は人それぞれだから一致しないのではないか」という疑問がでるが、必ずしもそうではなく、人間は生存のために必要なものは基本的に同じであるため一致するのであるということを学んだ。

民主主義と多数決は別物である。多数決は各人が平均して 50%を超える確率で正解を導き出せる課題に限って有効なものである。しかし、その話題に関する知識が乏しい、または興味関心がない場合には、多数決によって正解を得ることはできない。多数派の専制になりかねない危険性がある。さらに国民投票では感情や政治家の人気によって決まってしまう。多数決は民主主義を行う上での 1 つの手段である。代議制民主主義では、選ばれた人間は理性的な対話により合理的な結論を出すことが期待されている役割であり、全権委任される訳では無い。民主主義を考えたルソーの意見は、共同体と自分の意見が一致していれば共同体の意思に従って振る舞うというものである。この時、全ての人にとって生存のために必要なものは基本的に同じであるのでこの意見は成り立つ。しかし共同体の意思は多数派の意思ではない。

共同体の意思は多数派の意思ではないということだが、この 2 つの意思が同じように思えて何がどう違うのかがわからない。

私は共同体と多数派の違いであると予想した。共同体とは互いに結びついている集団で、多数派は数が多い方ということである。しかし多数派はただ多い方という意味で、間違っただ知識を持っていたり理論的客観的でない理由からどちらかを選んでいる可能性がある。だから共同体の意志とは、生存に必要なものは基本的に皆同じということから全員にとって利益があるものであり、多数派の意思とは必ずしもそれ以外に利益をもたらすとは限らないものである。多数派の専制が危険視されるのもこのためである。

今回の講義では民主主義について主に話されていた。

まずどんなことでも多数決で決定することは実は危険である。その理由としては多

コメント [y72]: 次回の授業範囲です。

数決にも正解が得られる場合とそうでない場合があるからだ。~~4~~正解が出せる場合は各人が平均して 50%を超える確率で正解が出せる(コンドルセの定理)場合であり、得られない場合はその課題に関する知識がない場合やどうしてもよいことの場合である。にもかかわらず、なんでも国民投票などにしてしまうと感情や政治家の人気で決まってしまうため、危険であるということ学んだ。

この文は、典型的な「ダ文」(『コピーと言われないレポートの書き方』67 ページ)です。

また、ホブズ、ロック、ルソーについても学んだ。

ホブズは国王の支配を正当化したが、同時に、国王に対しては人民の服従に応えるために人権の保障を求めたということ学んだ。ロックも同様には国家権力の正当性を主張したが、国家権力がその人権保障の義務を果たさなかった場合は革命権を行使することを主張したと学んだ。最後にルソーも国家権力の正当性を主張し、特定の個人である国王への服従は否定し、共同体の意思と自分の意志が一致するなら強制されなくても共同体の意志に従ってふるまうという一般意思を説いたと学んだ。

提出する前に読み直しましたか？もう少し「大学生らしい文章」になるように、推敲しましょう。

今回の授業では、民主主義や多数決についての内容だった。

民主主義=多数決ではない。民主主義=多数決という考えを少なからず持っていた自分の考えが甘かったということを確認した。特に、なんでも国民投票してしまうと、感情や政治家の人気で物事が決まったり、多数派の専制となってしまうという意見に納得した。このような状況を戒めるためにの時、「少数意見の尊重」という言葉が存在するのだ。少数意見の尊重によって結果が裏返るということはないだろうが、少数意見は、多数派の意見が道理にかなっている、妥当であることを再確認させてくれる重要な存在である。よって、この少数意見を忘れないで受け入れることによって、偏った良くない考えを権威によって通そうとする意見を通さないようにできる。こうして民主主義、多数決の原理が成り立っているのだ。

今回の授業では、主に民主主義と多数決について学んだ。具体的には、「民主主義」と「多数決」を混同する人もいるが、民主主義は多数決ではなく、多数決で正解が得られる場合と得られない場合がある。各人が平均して 50%を超える確率で正解が出せる課題は正解が得られるが、その課題に関する知識がない場合や、どうしてもよいことの場合、得られない。また、多数決であるそれゆえ、そうした課題についても国民投票で決めようとするとは、

コメント [y73]: 具体的にどういう考えにどういう問題点があったのか説明してください。

コメント [y74]: なぜ納得したのか理由を説明してください。

コメント [y75]: なぜないのか、理由を説明してください。

コメント [y76]: 具体的にどうするのですか？

コメント [y77]: 指示対象が不明です。民主主義の根本的な目的、多数決が有効な場合と無効な場合、代議制民主主義の有効性、代議士の役割などについて具体的な話をしたはずですが。そうしたことを踏まえて考えてください。

感情や政治家の人気で決まったり、多数派の専制になったりするため、何でも国民投票は危険である。

さらに、臣民の服従に応えるために、王は人権を保障し、その義務が果たされなかった場合は革命権を行使するという考え方を学んだり、共同体の意思と自分の意思が一致するなら強制されなくても共同体の意思に従ってふるまうということも教わった。

では、危険性を持つ国民投票をできるだけ安全に行うにはどうすればいいのか。方法としては、本当にそれでいいのか、それを選ぶことによって起こるメリットとデメリット、自分とは別の立場の考え方も考慮することがある。何より大切なのは、その問題に対して興味を持つことである。そのため、投票権を持つ私たちは、大学の授業をはじめ、新聞や本を読むことで、できるだけ多くのもの、ことに触れるべきである。

コメント [y78]: 誰の考えですか？

コメント [y79]: なぜ危険な国民投票をわざわざ行わなければならないのですか？

コメント [y80]: 誰が考慮するのですか？投票者ですか、それとも投票を呼び掛ける政治家ですか？

民主主義と多数決

多数決で「正解」が得られる場合は、各人が平均して 50%を超える確率で正解が出せる課題(コンドルセの定理)のみで、上記以外は多数決で「正解」は得られない。そのため感情や政治家の人気で決まったり、多数派の専制に繋がる「なんでも投票」は危険である。民主主義とは共同してよく生きるための制度であり、一般意志に従うことである。共同体の意思と自分の意志が一致するなら、強制されなくても共同体の意思に従ってふるまうべきである。

しかし、一般意志とは人それぞれ違うのではないだろうか、と疑問を持つ人がいるだろう。しかし、全ての人にとって、生存のために必要なものは基本的に同じだから、一般意思は成立するとルソーは考える。「共同体の意思」と基本的人権は表裏一体なのである。だとカントは言う。全ての人の意思を尊重するのは不可能だろう。けれども、多数決で多くの場合正解が得られないと言うのなら、共同体の意思と個人の意思は一致していると言

い難いのではないだろうか。結局、多数派の利益が優先されてしまう。後半、授業でまだ取りあげていない部分についてコメントしています。書いてあることの意味がよく分かりません。

コメント [y81]: 「多数決で決める」と、「共同体の意志と個人の意思が一致する」ことは別のことです。

要点

民主主義は多数決ではない。なんでも国民投票にすると感情や政治家の人気で決まる、多数派の専制になってしまうからだ。例えば核廃棄物を徳島に全て置くという国民投票をすると決定してしまうだろうといった問題が発生する。

代議制民主主義は自分たちよりも優れた人たちに理性的な会話をしてもらうことで、選

挙で選ばれた代表に全権委任するわけではない。民主主義とは共同してよく生きるための制度である。

意見

民主主義は多数決だとおもっていた。しかし民主主義は話し合いや議論で結論を出すものだと知った。しかし、いまの日本はどんな問題も議論はするが、多数決で決まっている。また多数決で決めた結論に対して一定数の批判する人が発生したり、国会では強行採決なども行われている。いまの日本は本当の意味で民主主義なのかと疑問に思った。

コメント [y82]: 疑問に対しては、自分なりの解答とその根拠を示してください。

今日の講義では民主主義と多数決について学んだ。

今現代の日本ではメディアも政治家も民主主義と多数決を混同していると橋下徹氏は毎日新聞の取材で述べている。

ここで知っておかなければならないのは民主主義=多数決ではなく、多数決はあくまでも民主主義を執行するための一つ的手段に過ぎないということである。多数決で正解が得られるのは各人が平均して 50%を超える確率で正解が出せる課題の場合である。得られない場合というのは正解が出せない課題というのに加えて、その課題に関する知識がない場合、どうしても良いことの場合である。

さらにそれゆえ、なんでも国民投票というのは危険である。その人の感情や政治家の人氣で決まったり、多数派の専制になるからである。

例として挙げられるのは沖縄の基地移設問題である。基地の移設先について国民投票をした場合、沖縄の人が全員反対したとしても沖縄県以外の人たちが賛成の票を投じると沖縄県民の方が少数となり、確実に負けてしまう。このように誰かの犠牲を国民投票で決めてはならない。

また、民主主義の出発点とは社会契約論である。ホブズはその著書『リヴァイアサン』の中で、国王の支配を正当化している。しかし、臣民の服従に應えるために王は人権の保障も求められている。国王の支配権力は暴力ではないというのである。

ホブズの後に出たロックはその著書『統治二論』の中で国家権力の正当性とは人権保障であると述べている。また、国家権力がその義務を果たさなかった場合は、革命権を行使できるとも記してある。

このように民主主義について学んだが、民主主義というのは一般意思に従うことである。共同体の意志と個人の意志が無座一致するののかという点においては、全ての人にとって生存のために必要なものは基本的に同じである。共同体の意志と基本的人権は表裏一体であると言われる。しかし、共同体の意志は多数派の意志ではないということも押さえておかなければならない。

コメント [y83]: これはルソーの考え。

今回の授業では、民主主義と多数決について学んだ。多数決は民主主義の手段の一つにすぎず、何でも国民投票で決めてしまうと、感情や政治家の人気によって決まったり、多数派の専制になったりしてヒトラーがドイツの首相になった時のように危険なことが起こる可能性がある。私は、沖縄の米軍基地の例を聞いたときに民主主義が多数決とは異なるということに納得した。誰かが犠牲になるようなことを国民投票で決めてしまうと、結局は多数派の暴力となってしまう、大多数の感情によって決まってしまうからだ。民主主義が共同して生きるための制度であるなら、多数決に頼りすぎずに、合理的な結論を代表に出してもらい、国民を納得させる必要がある。

しかし、代表者を選出するのは私たち国民であり、有能な人間かどうかを見極めなければならない。配布資料によると、J.S.ミルは「大衆は、たいていの場合、本能的にその人が有能な人間だと見分けることができる」とあるが、それならなぜ、ニュースで取り上げられるような問題を起こす政治家を選んしまうのだろうか。そこで、選挙は何を基準にして投票するのかを調べたところ、「掲げている政策・公約」「政党」「選挙演説の内容」「実績」と答えた人が多かった¹。たしかに、J.S.ミルの言うように有能かどうかは見分けるが、その人の人柄まではわからないために、問題を起こすような政治家も選んでしまうのだろう。ゆえに、私たちは演説のときなどの対応も見て選ぶ必要がある。

1 日本労働組合総連合会「若者の関心と政治や選挙に対する意識に関する調査 2015 年 8 月 3 日」, <https://www.jtuc-rengo.or.jp/info/chousa/data/20150803.pdf>, 2018 年 5 月 15 日アクセス

今回の授業の要点は「民主主義と多数決」についてである。橋下徹氏のインタビューからわかるように、メディアも政治家も「多数決」と「民主主義」を混同している。しかし民主主義は多数決とはイコールの関係にはならない。多数決で正解が得られるのは各人が平均して 50%を超える確率で正解が出せる課題に直面した場合である。そのため、その課題に関する知識がない、どうしてもよいことなどの場合に「なんでも国民投票」を行うことはあまりにも危険すぎる。理由はそんなゆるい感情や、あの政治家が好きだからと言ったもので課題の「正解」が決定してしまい、多数派の専制になってしまうからだ。

現代の物事を決める時に必要不可欠ともいえる多数決は、角度を変えて見ればある意味「多数派の暴力」である。沖縄に米軍基地を起し続けることを、日本国民で決めたらどうなるか? 私は良いことだとは思わない、おそらく沖縄県民も同じ考えが多数だろう。しかし、その投票を国民というくくりで行ったとき、沖縄と他県の考え方に違いと差が生まれる。現地の沖縄県民は自分達が当事者となって考える。しかし他県はあまり関心を持たない可

コメント [y84]: もちろん、国民の投票行動の問題でもありますが、選挙制度の問題でもあります。現在の日本の国会議員の選挙制度は、どのようなものでしょうか。それには、どのような問題点があるのでしょうか?

コメント [y85]: 具体的にどのような場合に多数派の暴力になるのか、説明してください。

コメント [y86]: どうなるのですか?

能性もあるし、周りに流された感情をも持つだろう。そうなると完璧に多数決は多数派の専制になってしまう状況に立つ。また基本的人権と共同体の意思は多数派の意思とは同じではないことも覚えておきたい事柄である。

これまでの講義の復習として、出典の書き方は、「制作者、ページのタイトル、URL、閲覧日」であること、“” という引用符は日本語の文章では通常は使わないことを学んだ。制作者が何者か調べるのは決して難しいことではなく、調べるのを怠っているだけである。

今回のテーマは「民主主義と多数決」であった。メディアも政治家も「民主主義」と「多数決」を混同しているが、民主主義は多数決ではない。多数決で「正解」が得られる場合とは、各人が平均して 50%を超える確率で正解が出せる課題に対してのみである。その課題に関する知識がない場合や、どうしてもいいことの場合は「正解」を多数決で得ることは不可能だ。つまり、民主主義だからといって「何でも国民投票」にしてしまうと感情や政治家の人気で決まったり、多数派の専制になってしまったりするため、危険である。例えば、沖縄に米軍基地を置き続けることを、日本国民の多数決で決めたら、沖縄県外に住む多くの人は自分の住んでいる土地に基地ができることを恐れて、沖縄に置き続けることに賛成するだろう。私たちは、多数決は民主主義を実現させるための手段であり、万能ではないことを忘れてはならない。

また、代議制民主主義の代表の資質において、「ある人が、公正な討議の場で自分の能力を大衆に向かって示してみせたとき、大衆は、たいていの場合、本能的にその人が有能な人間だと見分けることができる」(J.S.ミル『代議制統治論』)という言葉より、有能な人間かどうかは多数決で決めることができる」とされる。代議制民主主義とは、自分たちよりも対話の能力に優れた人たちを選んで、理性的な対話により合理的な結論を出してもらうことであるが、選挙で選ばれた代表に全権委任するわけではない。

民主主義とは、共同してよく生きるための制度であり、古代からあったが、古代の民主主義と現代の民主主義は同じではない。ホッブズは 1651 年、『リヴァイヤサン』において、暴力で支配される社会は成立しないが、国王が人権の保障をすることで国王の支配が正当化されるとした。次に、ロックは 1690 年、『統治二論』の社会契約論において、国家権力の正当性とは人権の保障であり、その義務を国家権力が果たさなかった場合、議会は革命権を行使して、王権に対抗することができるとした。そして、1763 年、ルソーは『社会契約論』で「共同体の意思と個人の意思の一致」を唱え、問題はやはり、国家権力の正当性であり、特定の個人である国王への服従は否定した。また、共同体の意思と自分の意思が一致するなら、強制されなくても共同体の意思に従ってふるまうと考えた。

すべての人にとって、生存のために必要なものは基本的に同じであるため、「共同体の意思」と基本的人権は表裏一体である。そこで、カントは、一般意思を「道徳法則」と読み

コメント [y87]: それがうまくいくためには選挙制度の設計も重要です。

替えた。ただし、「目のみえぬ大衆は、何が自分たちのためになるのかを知ることがまれだから、自分が欲することを知らないことがよくある」ため、共同体の意思は多数派の意思ではない。そして、多数派の利益はすべての人の利益ではないのだ。

内容はよくまとまっています。授業をもとにして考えたことはありませんか？

今回の講義のテーマは「民主主義と多数決」だった。多数決は民主主義を実現するための一つの手段であり、万能ではない。多数決で正解が得られるのは、各人が平均 **50%以上** **を超える確率**で正解が出せる課題であるときのみである。それ以外の場合、正解は得られない。**たとえば、沖縄に米軍基地を置き続けることを日本国民の多数決で決めたとしたら、沖縄は負けるだろう。つまり、地元住民を開放の負担を軽減**することよりも国全体の利益を優先する、多数派の専制になるのである。だから、民主主義と多数決を混同してはならない。

国王の支配を正当化する代わりに王に人権(生存権)の保障を求めたホブズの「リヴァイアサン」や国家権力(国王)に人権(生存権+財産権)の保障を義務付け、その義務を果たさなかった場合に革命権の行使を認めたロックの「統治二論」によると、民主主義は共同してよく生きるための制度であるべきものと言える。これらに対して、特定の個人である国王への服従を否定し、民主主義は一般意思に従うことであるとしたのがルソーである。ルソーは、共同体の意思と自分の意思が一致したとき、人々は強制されなくても共同体の意思に従うとした。なぜ、共同体と個人の意思が一致するのかというと、すべての人にとって生存のために必要なものは基本的に同じだからである。つまり、共同体の意思と基本的人権は紙一重であると言える。ただし、共同体の意思と多数派の意思は一致しない。

今回の講義を受けるまで、私自身も民主主義と多数決を混同していた。しかし、沖縄県の例で具体的に考えてみると、全く別物であり、むしろ多数派の専制になってしまうことが理解できた。

本日は、民主主義は多数決ではないということを学習した。

コンドルセの定理によると、多数決は人が平均 **50%を超える以上の確率**で正解する課題のみで有効である。**それ以外の場合ではさらに、多数決は感情や政治家の人気で決まったり、多数派の専制になったりするために、課題に関する知識や関心が必要とされる。そのため、「何でも国民投票」は危険である。**多数決はあくまで民主主義社会の解決の一手段である。**例えば、j.s.ミルの考えに従えば、代議制民主主義の代表の資質は多数決によって見抜くことが出来る。**

コメント [y88]: これは「多数派の専制」の例。

コメント [y89]: 何の例ですか？

ここで民主主義とは、現在の民主主義とは異なるが古代のアテネから存在する、共同して良く生きるための制度である。ホッブズは臣民が国王に服従し、国王が臣民の生存権を保障するとした。それに対し、ロックは国家が人民の生存権・財産権を保障し、国家権力がその義務を果たさない場合、革命権があるとした。またルソーは、共同体と個人の意思が基本的人権に一致するため、強制されなくても従うという矛盾を解決した。このように民主主義には多数決以外の方法もある。

コメント [y90]: どこがどう異なるのか説明してください。

「メディアや知識人は政治家に対して国民の声を聴けと言う。で、国民に耳を傾けると今度は大衆迎合主義と言う。どっちやねん!」と橋下徹氏は言ったという。では橋本徹氏はどうすれば、メディアや知識人から大衆迎合主義と呼ばれなかったのだろうか。政治学者の遠藤乾氏は、「民主主義では、民衆の意見を取りまとめて統治につなげていく段階で『エリート』が必要になっていく。ポピュリズムでは、民衆とエリートを区別し、『エリート』は社会の外部に位置づけられる悪い存在・いらぬ存在ということになります。」と述べる(高久潤「ポピュリズムって民主主義と何が違う?知っておくべき『5つの事』」高久潤-朝日新聞文化くらし報道部記者、

コメント [y91]: 何でも国民投票(ポピュリズム)と民主主義の違いについて、授業で説明した内容を使って考えることができるはずですよ。

<https://withnews.jp/article/f01701050019900000000000000000000w02k1010199000014515A-2018/5/12> 閲覧)。したがって、橋本氏は国民の声を聞くために多数決を行い、少数派であるエリートの声を聴かないことになったと考えられる。そのため、橋本氏は多数決ではない別の手段でエリートに属する人々の声を聴く必要があった。

コメント [y92]: 具体的にどのような手段でしょうか?

今回は、「民主主義と多数決」がテーマであった。

まず、民主主義は多数決ではないことを押さえておかなければならない。メディアも政治家も、多数決と民主主義を混同しがちだが、多数決は民主主義の手段の1つに過ぎないのである。コンドルセの定理によると、多数決で「正解」が得られる場合は、各人が平均50%以上の確率で正解を出せる課題である。しかし他方、「正解」が得られない場合というのは、上記以外のものの他に、その課題に関する知識がない場合や、どうでもよいことの場合である。ここで、私たちは「何でも国民投票」というのは危険であることをわかっていなければならない。もし「何でも国民投票」になると、感情や政治家の人気によって決まってしまう。更に、多数派の専制にもなるのである。

コメント [y93]: 多くの人にとってその課題に知識がない場合についても国民投票をしてしまうことは危険。

次に、代議制民主主義についてである。J.S.ミルによると、ある人が自分の能力を大衆に示したとき、たいいていの場合大衆はその人が有能であるか見分けることができるという。有能な人間かどうかは多数決で決められるということである。その具体例として、人は自分ができるできないに関わらず、教師等に対して「教えるのが上手い」、「教えるのが下手」とわかる。自分の能力に関係なく、人が有能であるかは見分けられるのだ。

つまりまた、代議制民主主義とは、自分たちより対話の能力に優れた人たちを選び、理

性的な対話により合理的な結論を出してもらおうことである。ここで重要なことは、選挙で選ばれた代表に全権委任するわけではないということだ。

また、ホブズは『リヴァイアサン』の中で「万人の万人に対する戦い」を唱えている。国王の支配を正当化し、王は臣民の服従に応えるためには人権の保障を求められる、としている。ロックもまた、国家権力の正当性は人権の保障であるとしている。しかし、ロックの場合は、国家権力がその義務を果たさなかったときは臣民には革命権があると明言している。

また、ルソーによると、共同体の意志と自分の意志が一致するなら、強制されなくても共同体の意志に従ってふるまう、とある。ルールを守ることと道徳は必ずしも一致しない。また、道徳を「強制」という非人道的手段で実現することは矛盾している。そして、全ての人にとって生存のために必要なものは基本的に同じであるから、共同体と個人の意志は一致する。

代議（会議？）では、話し合いをすることによって問題理解に繋がり、そこから原案を修正し、多数決で決めることができるが、これらは知識がないとできない。何も考えずに、全面的に賛成したり頭ごなしに否定したりというのは感情論に過ぎない。そこで、根拠を持って批判することが必要である。また、印象操作などに惑わされずに、十分な知識を身につけて物事を吟味しなければ、多数決は無知な人間による多数派の専制になってしまうだろう。

今回の講義は民主主義についてでした。多数決でなんでも決めてしまうことは本当は危険であるということに大変共感します。最大級の多数決「国民投票」でさえナチスドイツを生み出していることを考えると、やはり多数決には慎重になるべきなのですね。

ただ、現在物事を決定するにあたってやはり多数決が有効だとされているのが現状です。多数決に代わる物事の決定手段がまだ見つからないからでしょう。話し合いなどで全員が納得するような解が出せればいいのですが時間がかかる上にまとまらない可能性が大きいです。そうなってくるとやはり多数決が便利で万能のように思えてきます。

私はこの妥協が問題だと考えます。決定事項、特に重要なものになればなるほど妥協してはいけません。多数決で決まったことに不服のあるものが共同体の中にとまどまりに欠けるからです。恐らくこのことは殆どの人が理解しているはずですが。社運を賭けた大切な会議などの場では多数決はあまり採用されないはずですが。なのになぜ未だに選挙や議会などの場では多数決が採用されるのか。有効に機能している多数決ならまだしも今の国会を見る限り有効な機能であるとは考えにくい。これは極論ではあるが多数決に囚われるのではなく哲人政治のような有髪有徳な人物が国を引っ張ってていくようなやりかたもありなのではないだろうか。

コメント [y94]: なぜ危険なのか、理由を説明してください。

コメント [y95]: 推定でなく、根拠を示してください。

コメント [y96]: 指示対象が不明。

コメント [y97]: 推定でなく、根拠を示してください。

残念ながら、権力を握った人はたいていの場合腐敗します。また、有徳な人物は、権力を握りたいとはあまり思わないので、権力者にはなかなかになってくれません。

全体として、根拠がなく、あなたが「思ったこと」「推定」が書かれています。授業内容とも関連がありません。「～ないでしょうか」「～はずです」などの表現は、「思う」などと同様に避けましょう。

今回は「民主主義と多数決」についての授業だった。まず、多数決には多数決で正解を得られる課題と、得られない課題が存在することを学んだ。多数決で正解が得られる場合は、多数決の参加者それぞれが平均して50%を超える確率で正解が出せる課題の時である。反対に上記の場合以外では、多数決で正解を得ることはできないと学んだ。また、多数決は多数派の専制になりやすく、少数派の意見が尊重されにくいいため、民主主義とはいえない。このように多数決は万能ではないため、「なんでも国民投票」は危険である。

短すぎ。

民主主義と多数決について。

日本は民主主義であるが、民主主義を多数決と混合している人が一般人のみならずメディアや政治家といった日本の政治を動かす人物までに及ぶ。

しかし、民主主義は多数決ではない。もちろん多数決で「正解」を得られる場合もある。それは、各人が平均して50%を超える確率で正解を出せる課題である。これはコンドルセの定理と言われる。しかし然して、「正解」を得られない場合もある。それは、その課題についての知識がない時やどうしてもよい事の場合である。

よって、「なんでも多数決」「なんでも国民投票」は危険なのである。これをしてしまうと、感情や政治家の人気で決まることになり多数派による数の暴力になってしまう。

では民主主義とは何かというと、共同してよく生きるための制度であり、一般意思に従うことなのである。ホッブズが『リヴァイアサン』の中に著したように、臣民は服従に答えるため、王には「人権の保障」を求められる。また、ルソーが『社会契約論』の中に著したように、自分の意志が共同体の意志と一致するなら強制されなくても共同体の意志に従うのである。

なぜ個人と共同体の意志が一致するのかということかと言うと、生存に必要なものは基本的に万人に共通するからである。ただし、共同体の意志は多数派の意志ではないから、多数派の利益がすべての人の利益にはなり得ない。

学校教育の場では何か決め事をする時にほとんどの場合多数決を採ってきた。しかし課

コメント [y98]: これはルソーの考え。

題の規模内容(性質)や参加人数によって多数決では可決できない決定してはならないことがたくさんある。例えば、沖縄県の米軍基地問題が挙げられる。日本が民主主義を採用している以上は、国民投票に委ねるという方法だけではいけない。

コメント [y99]: どのような問題は、どうして多数決で決めてはならないのか、説明してください。

本日の講義のテーマは「民主主義と多数決」に関することだった。まず、ここで多くの人が誤解しているのが、民主主義は多数決ではないということだ。民主主義とは、この講義では代議制民主主義と定義していたが、国民よりも議論をする能力が優れている人を選び、理性的な対話によって合理的な結論を導いてもらうものである。つまり、民主主義とは議論をすることでよりよい解決案を導き出すものである。

私は以前までは多数決は大多数の人間の利益につながるから万能のものであると思っていた。しかし、この講義で多数決が万能のものではないということを知った。多数決で正解が得られるのは多数決に参加する人がそれぞれ各人が平均して50%を超える確率で正解が出せる場合のみであること。そしてにもかかわらず、イギリスのEU脱退の国民投票、イギリスでのスコットランド独立の国民投票など世界を見渡すとどんなことでも国民投票で物事を決めようとする風潮が広がっている。しかし、国民投票で物事を決めすぎたら、感情や政治家の人気で物事が決まりやすくなり、多数派の専制になる。国民が投票で主題になっている事柄に関する知識を持たない、またどうしても良いことの場合、国民投票では合理的な回答に至りづらいのだ。

日本の民主主義には三つの柱がある。それは、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義だ。今回は国民主権に関する話題を書く。国民主権とは、「国の最高意志は国民によって形成される(1)」とある。日本では、代議制民主主義を採用している。しかし、国民が政治に関わる部分はごくわずかだ。山口教授が「ルソーは直接民主主義が理想の政治体制であると述べた」とおっしゃるように国民全てが議論に参加して結論を出すことが本来ならば望ましい。しかし、山口教授が後で述べていたように、「大人口の国家ではそれは不可能」である。

コメント [y100]: なぜ書くのか、理由を書いてください。

これらから、主権の大部分は国家が所持していることがわかる。これは国民主権であると言えるのだろうか。確かに、国民は国民投票や国政選挙で自らの意思を示すことができる。しかし、国民が世界の事情や憲法の持つ意味を正確に把握することは極めて困難である。だから、国民が正しい判断をできるとは限らないのである。

コメント [y101]: どういう意味ですか？「主権」と「権力」は違います。

コメント [y102]: なぜ困難なのでしょう？高校や大学で教えているはずですし、新聞や本からも知ることができます。

(1)『日本大百科全書』 小学館

多数決と民主主義が混同して捉えられている。各人が平均して 50%を超える確率で正解が出せる課題(コンドルセの定理)でなければ、多数決は多数派の専制に陥ってしまう。代議制民主主義の本質は、選挙で選ばれた代表に全権委任するのではなく、自身らより優れた対話能力を持つ人々に、対話を通して合理的な結論を出してもらうことにある。代表に選出される人間が有能かどうかは多数決で決めることができる。共同体の意志と自身の意志が一致するなら、強制されずとも共同体の意志に従ってふるまう。これは全ての人にとって生存に必要なものは基本的に一緒だからだ。多数派の利益は全ての人々の利益でなく、共同体の意思は多数派の意思でないことに留意しなければならない。

「ある人が、公正な討議の場で自分の能力を大衆に向かって示してみせたとき、大衆は、たいていの場合、本能的にその人が有能な人間だと見分けることができる」とあったが、1960年のケネディ対ニクソンの大統領選における、「テレビで討論を見た多くの人々がケネディが勝ったと思い、ラジオを聞いた人々(聴取者は少数)はニクソンが勝ったと思った」(Wikipedia, 1960年アメリカ合衆国大統領選挙, <https://ja.wikipedia.org/wiki/1960年アメリカ合衆国大統領選挙>, 最終閲覧日 2018年5月15日)という文言は(ケネディのイメージ戦略を説明する際しばしば使われるが)、大衆が自身らの代表が本当に有能かをさえ見分けられていないことの証左ではないか。

多数決で「正解」がえられる場合は各人が平均して 50%を超える確率で正解が出せる課題であり、それ以外やその課題に対する知識がない場合やどうでもよいことの場合はダメである。感情や政治家の人気で決まったり、多数派の専制になりうるので「なんでも国民投票」は危険。有能な人間かどうかは多数決で決めることができる。

民主主義とは、共同して生きるための制度であり、一般意志(理性の声)に従うことである。一般意志を具体的な言葉にするためには、「異常なまでの才能を持つ立法者」が必要。

意見:「有能な人間かどうかは多数決で決めることができる」とあったが、日本の政治家の演説のようにその時は大衆の心を動かすほどの有能な人間に見えるかもしれないが、それは表面だけであって当選してしまえば実際、有能ではなかったり、筋の通っていないことを羅列する人間もいる中で、本当に多数決によって見定めることはできるのか。

今回の講義のテーマは、「民主主義と多数決」であった。まず、民主主義は多数決ではない。多数決というのは正しい答えを出す手段であり、それによって「正解」が得られる場合というのは、各人が平均して 5割を超える確率で正解が出せる課題に対してである。それでは、多数決で「正解」が得られない場合というのはどのような状況かということ、その

コメント [y103]: 誰の言葉ですか？

コメント [y104]: 一度、そういう事例があったからといって、一般的にそうだと言えるとは限りません。「過度の一般化」です。

コメント [y105]: これはルソーの考え。

コメント [y106]: 前はここまでやっていません。

コメント [y107]: これは「意見」でなく、単なる問いかけです。自分なりの見解とその理由を書きましょう。

課題がどうしてもよいことの場合、あるいは、その課題に対する知識の量が足らず、各人が根拠のある答えを持っていない場合である。もし仮に、政治家が国民に耳を傾けようと、何でも国民投票によって答えを得ようとした時、国民が知識不足のまま投票してしまうと、感情や政治家の人気で結果が決まってしまう、または、多数派の専制になってしまう恐れがある。

しかし、民主主義とは共同してよく生きるための制度であり、**一般意思に従うこと**である。個人は、共同体の意志と自分の意志が一致した場合、強制されなくとも共同体の意志に従う。その理由は、すべての人にとって生存のために必要なものは基本的に同じであり、「共同体の意志」と「基本的人権」は表裏一体の関係であると言えるからである。だからと言って、共同体の意志と多数派の意志は一致せず、多数派の利益がすべての人の利益になるとは限らない。そのため、民主主義と多数決は等しいものではないのである。

個人の間で多数決をする時、その課題に対する知識がなければ**検証のある答え**は出せず、「正解」を得るための手段でありながら、それを得ることができなくなってしまうように、国民投票のような大きな多数決をする際にも、知識を増やさず答えを導いてしまうと、少数派の意見が押しつぶされ、多数派の専制になるという事態に陥ってしまう。偏った知識のみで多数派の意志を尊重するのではなく、幅広い知識を用いて的確な判断をしていくことが重要である。

今日の講義の内容はこのようなものであった。国民投票は必ずしも民主主義とは限らない。なぜなら、多数決は多数派の**先制専制**になるからだ。多数が間違っていて少数の意見が正しいこともある。多数派の利益が大多数の利益と等しくなるわけではない。また、授業によると、多数決で正解が得られるのは、各人が平均して 50%を超える確率で正解が出せる課題であるときで、それ以外の場合は正解が得られない。さらに、その課題に関する知識がない場合とどうしてもよいことの場合も正解を得ることはできない。

日本では選挙の際の**投票率の低さ**が問題になっており、政治についてどうしてもよいと考えている人が多いことが分かる。つまり、多数決で正解を得ることができないため、日本では必ずしも民主主義が行われているとは言いきれないということである。

今回の授業は「民主主義と多数決」というテーマで行われた。民主主義は多数決ではなく、仮に何でも国民投票にして多数決にしてしまうと感情や政治家の人気で決まってしまう多数派が専制してしまい危険である。しかしメディアも政治家も民主主義と多数決を混同しているということだった。

コメント [y108]: これはルソーの考えです。

コメント [y109]: 誰の答えですか？ 集団全体としての「答え」なのか、個々の投票者個人の「答え」なのかが不明です。

コメント [y110]: 投票率が低いことから、「政治的関心が低い」ことは直接には帰結しません。

授業では代表制民主主義の話があったが、代表制民主主義の代表は選挙で選ばれる。その選挙の投票には必ず死票が生まれる。そうすると自らの票が死票となってしまった人々は自分たちが望んでいない人間を代表者としなければならないという犠牲を強いられる。授業では全体のために誰かが犠牲になることはいけないということも言われていたが、そうであるならば代議制民主主義における代表者の決め方は投票以外の方法で決めないといけない。しかしそのような方法があるとは言い難いので、死票という犠牲は必要悪として存在しても仕方がない。

コメント [y111]: どうして代表を多数決で選ぶことが正当化されるのか、という理由を、J.S.ミルの理論によって説明しました。それを踏まえて書いてください。

今回の授業の冒頭で「民主主義と多数決」について学んだ。何か物事の方針を決めるときには多数決が用いられることが多い。そのことに対して自分はさほど疑問を持つことがなかったのだが、今回、こういう習慣一つをとっても少し踏み込んで考察してみるとということが大切だと知った。というのも多数決を例にすると、多数決は平均して 50%を超える の確率で正解が出せるときは有効である、という定理があれば、必然的にそれが当てはまらない場合があるとわかる上、その当てはまらないことについてどのように正解を導き出さなければならないのか、と理性的に判断していくことができるからだ。

コメント [y112]: この定理があることは仮定ではなく事実です。

民主主義は多数決ではない。多数決は手段であり、欠陥が多いものである。多数決で「正解」が得られる場合は、コンドルセの定理によると、各人が平均して 50%を超える 確率で正解が出せる課題である。得られない場合は、上記のもの以外で、その課題に関する知識がない場合やどうしてもよいことの場合である。それゆえ、何でも「国民投票」という多数決で物事を決めることは危険である。なぜなら、国民の感情や政治家の人気で決まったり、多数派の専制になったりする恐れがあるからだ。例えば、ナチスドイツのヒトラーは国民投票によって首相となり、独裁政権を樹立させ、世界を混乱させた。

また、民主主義は、共同して良く生きるための制度である。ホブズは『リヴァイアサン』で、「万人の万人に対する戦い」と述べている。臣民の服従に応えるために、王は人権の保障を求められると考えた。ロックは『統治二論』で、社会契約論を述べた。国家権力を正当化し、国家権力がその義務を果たさなかった場合には、革命権を保持すると考えた。また、民主主義は、一般意思に従うことである。ルソーは、特定の個人である国王に服従することを否定し、共同体の意思と個人の意思が一致するなら、強制されなくても共同体の意思に従ってふるまうと考えた。

今回の講義では、「民主主義と多数決」というテーマを取り扱った。つまり、現代の日本において、民主主義的なあり方だと誤解されている多数決の問題点を解き明かすとともに、近代国家の構成員であった権力者と一般市民の役割を研究して、民主主義のあり方について検討した三人の哲学者の主張を紹介し、一般市民、つまり私たちが現代の民主主義国家の構成員として、どうあるべきかということを考察するのが今回の講義の目的であった。

最初に取り挙げた話題は多数決の性質についてである。ここから浮かびあがった多数決の問題は、**決議者の資質と意識に結果が左右**されすぎることである。例えば、**決議者の正答率が50%以下**の課題に多数決を適用した場合、その課題に正しい判断を下せない。また、決議者が課題に対して無知又は無関心であるのにも関わらず多数決を適用した場合、その課題は、決議者の感情や提言者の人気などに基づいて決議されてしまう。そして、その結果として、多数派の専制が起こり得るという**二次災害**的問題も発生する可能性がある

次に、では民主主義の正しい在り方はなにか、というテーマに話が移った。その中で、民主主義は「民衆が共同してよく生きるための制度」であると知った。そしてこの定義に沿う形で持論を展開していった三人の哲学者、ホブズ、ロック、ルソーが紹介された。そこで、それぞれの思想を順に説明する。

まずはホブズについてである。彼は、人民は**往來本来**「万人の万人に対する戦い」の状態にあるとし、その為、王の支配を正当化した。只、国王の専制を主張したのではなく、王は臣民の服従に応える為、彼らの人権を保障しなければならないとした。つまりホブズは王と臣民の社会契約的な関係の成立に**これから**あるべき社会の在り方を見出した。次にロックについてである。ロックは王権と人民の社会契約を研究した。彼によると、王権は、人民に権力を行使する代わりに彼らの利益を保証しなければならず、更に人民は、王権がその義務を果たさなかった場合、王権に**対して**革命権を行使できると主張した。最後にルソーについてである。彼は先の二人とは違い、国家権力の正当性について問題視した。そこで彼は特定個人である国王への服従は否定した。更に、彼は共同体の意志と自分の意志の一致による社会の形成を主張した。

民主主義と多数決はイコールではない。民主主義だから多数決をとるのではないし、多数決をとるからといって民主主義とは限らない。多数決は「各人が平均して **50%以上のを超え**る確率で正解を出せる課題」の場合に用いられる手段だ。対して民主主義は共同してよく生きるための制度である。複数人で知恵を合わせてより良い選択をするための制度ともいえる。話し合いの中で多数決は必要不可欠なものではないし、多数決を採用しているからといって議論が尽くされているとはいえない。

民主主義と多数決はイコールではなくても、民主主義が成立するためには多数決という手

コメント [y113]: 個々人の資質や意識に左右されないために、多数決を行うのです。

コメント [y114]: 一人一人について見れば、30%ぐらいの正解しかできない人と、80%以上の正解率を誇る人がいるでしょう。そういう個々人の差をならすために多数決を取るのです。

コメント [y115]: むしろ「一時災害」でしょう。

段が**必ず必要**になるのではないだろうか。**国民全員でひとつの意見をもつ**というのは不可能だろう。なにせ、もっと少数の共同体でも意見が一致しないことはざらだ。そこで、ある程度まで議論をして(平均して**51%以上の確率で正解を出せるようになって**)から多数決をとることになる。さらに、代議制民主主義ではそもそも**代表**を選ぶために選挙を行っている。

今回の授業では民主主義と多数決について学習した。特に重要であったことは、多数決は民主主義のための一つ的手段であってすべての多数決が民主主義的ではないということだ。例えば、沖縄の例が挙げた。沖縄の米軍基地は地元の人にとっては困ることであるが、国全体では利益になるため**全国投票**を行っても沖縄から米軍基地がなくなることはないというものだ。

社会契約説を唱えたことで知られるホブズとロックがでてきた。ホブズは臣民の服従に應えるために王は人権の保障を求められる。**そしてまた**、ロックは国家権力が人権の保障をまもらなければ革命をしてもいいと唱えた。またルソーは特定の個人である国王への服従を否定し共同体の意志と自分の意志が一致するなら強制されなくても共同体の意志に従って振る舞うとした。

授業の中でチョムスキーが**51回逮捕**されたと聞き、正しいか調べてみることにする。

「I was arrested at that point by a Federal Marshal, presumably for obstructing the soldiers.」(Noam Chomsky “On Resistance” The New York Review of Books, December 7, 1967, <https://chomsky.info/19671207/>, 2018/5/12 アクセス)。1967年にワシントンで行われたベトナム反戦運動のときに逮捕されたらしい。**チョムスキーの伝記**はないため web 上を探したが一回の逮捕しか見つけることができなかった。

今回の講義では、民主主義と多数決について学んだ。

まず、よく「民主主義」と「多数決」は混同され、誤解されがちであるが「民主主義」は「多数決」ではない。そもそも多数決とは、ある方針を決めるときに正しい答えを出すためのあくまで一つ的手段だ。なので、必ずしも「多数決」で正解の答えが出るわけではなく、多数決で正解が得られる場合とそうでない場合がある。

その、多数決で答えが得られる場合というのは、多数決を行う母集団の各人が、平均して**50%を超える確率(つまり最低でも 51%の確率)**で「正解」を出せるような課題でないといけないというものだ。反対に多数決で「正解」が得られない場合というのは、各人が多数決を行う課題に関する知識がない場合や関心がない場合、その課題自体がどうでもよいことの場合がある。

コメント [y116]: 第一段落の内容と反対のことを書いています。

コメント [y117]: 「一つにしなくてはいけないこと」と、「人それぞれでよいこと」があります。後者については国民全員で決めなくてよいし、前者については、たとえば「生存権や財産権」などについてはみんなが合意するのではないですか。

コメント [y118]: 代表を選ぶことが正当化されるのは、どうしてでしょうか。また、代表の役割は何でしょうか。

コメント [y119]: 沖縄の人口は日本の1%ちょいなので、多数決にすると負けるだろう、と言った。多数決の問題点は、「多数派の専制」になるということ。

コメント [y120]: たとえばロバート・パースキー『ノーム・チョムスキー 学問と政治』(土屋俊他訳、産業図書、1998)などを読んでみてはどうですか。

コメント [y121]: 母集団さえ十分に大きければ、50.1%でも、50.01%でもかまいません。

そしてその民主主義とは社会契約論から端を発しているものである。『リヴァイアサン』で臣民の生存権を説いたホブズ、生存権に加え財産権も説いたロック、二人に共通しているのは国家によって人々の人権の保障がなされることだ。『社会契約論』を書いたルソーは、必ず人間は集団で生きているので、各人は共同体の意志と自分の意志が一致するならば、強制されなくても共同体の意志に従ってふるまうという考えであった。ここで言われている「共同体の意志」とは、ある意味「道徳」である。そして、ある共同体で守らなければならない「ルール」・「共同体の意志」の内容にそれほどの違いは出てこない。

「多数決」と「民主主義」で注意しなければいけないのは、多数決で決まった課題がなんでもその集団の総意・正しい決断ではないということだ。多数決では、選挙で選ばれた権力者の人気や感情で結果が決まってしまうことも、多数派の専制になってしまうこともある。なので、安易に多数決の結果(見かけ)だけで、その結果の内容が「正しい」と判断するのは危険である。正しいのかそうでないのかの判断が難しくても、多数決の課題の内容と、それに対する国民の理解度・姿勢も考慮した上で結果が「正しい」のかどうかを考えることが重要である。

民主主義は多数決ではない。これは、メディアや政治家でさえも混同してしまう。多数決で正解が得られる場合は、「各人が平均して 50%を超える確率で正解が出せる課題(コンドルセの定理)」であり、正解が得られない場合は、その課題に関する知識がなかったり、どうでもよいことの場合である。また、民主主義特有のなんでも国民投票にしてしまうのは、危険である。なぜなら、感情や政治家の人気で決まってしまうたり、多数派の専制になったりしてしまうからである。

学校で学級委員や生徒会を決めるときに用いられる多数決は民主主義を代表するものと同じ意味ではない。我々が暮らす日本でも国民投票により国の党の代表を決めていることから、多数決が民主主義であると勘違いするのであろう。しかし、多数決には欠点がある。それは人気投票になってしまうことだ。今日、国の重要な役職についている政治家は親族がそのような重要な役職についていた人であることが多い(吉田茂と麻生太郎、岸信介と安倍晋三などがあげられる)。

民主主義とは、一般意思に従うことである。また、民主主義国家の代表は国民の生存権、人権を保障することによって支配力を得ている。代表が国民の生存権、人権を保障しない場合は、国民に代表の交代を求める革命権を得ることができる。

ルソーは共同体の意志と自分の意志が一致するとき、強制されなくても共同体の意志に

コメント [y122]: 事実として誤りです。国会議員は国民が選挙しますが、政党の代表は党員が決めます。決め方は政党により異なります。

コメント [y123]: 人気投票になることと、世襲化することは別です。

コメント [y124]: どのような哲学者がどのように主張したのか、整理してまとめてください。

従ってしまうと考えた。しかし、共同体の意志と自分の意志はどうして一致するのだろうか。それは、共同体の意志と基本的人権は表裏一体であるからだ。先ほども述べたように、民主主義において国民から国の代表に求められるのは生存権と人権である。共同体の意志が基本的人権の保障であるなら、自分の意志と合致するので自ずと従ってしまうということだ。

「人それぞれ」が一見すると相手を尊重するよい言葉であると思わせて、その実、相手の話をよく聞かずに切り捨てる言葉。みんなが「人それぞれ」などと言っていると、力のある者は粛々と自分に都合の良いことを進める。「人それぞれ」では連帯が阻まれるので、対抗しようがない。という授業内容に強く納得した。

初回から山口先生が幾度となく正義は人それぞれではないという話をされるたびに、自分の経験から、話し合いのときに意見がぶつかると、人それぞれと言いがちだが、結局誰かの意見または融合した一つの意見を通さないといけない以上、表面的に皆の意見を認めるだけのものである、ということを考えていた。本当に歯と人それぞれであるならすべての意見を尊重し、国民や意見した人皆の主義主張を認めるべきである。

コメント [y125]: 納得した理由を書いてください。

コメント [y126]: それまでに書いてあることから、なぜこの結論が出るのか不明です。また、「主義主張を認める」とは具体的にどうすることなのか書いてください。「認める」も多義的な言葉です。どのような意味で使っているのか確定してください。